昭和57年度

文化財調査報告書

第13集

前橋市教育委員会

はじめに

昭和五十七年度は史跡整備や文化財普及事業をはじめとして、埋蔵文化財の発掘調査等、多岐に亙る事業を実施して参りました。埋蔵文化財の発掘調査は、継続事業として西大室地区の土地改良、飯土井地区の工業団地造成に伴なうものが終了し、新規事業として小神明、端気地区土地改良に伴う調査と、区画整理に先立って元総社地区で遺跡確認調査が着手された他、公共、民間の開発事業に伴って一〇遺跡に及ぶ発掘調査が実施されました。こういった開発事業に伴う埋蔵文化財調査の中で、赤城南麓に延々一〇数キロに亘って開削された「女堀」の国指定史跡答申は、消滅する遺跡の保存に大きな一石を投じた事と評価できるものと思われます。

文化財の保存整備は、史跡総社二子山古墳をはじめとして、県指定史跡天神山古墳、金冠塚古墳、宝塔山古墳が実施され、市民の憩い場としても活用される事を計画しております。また、前橋広域市町村圏で、文化財めぐり五コースを設け、道標、案内板を設置し、併せてパンフレットの作成を行ないました。これらが見学に活用される事を願っております。

前橋市内に伝承される郷土芸能の大会も昭和四十八年に開催され、今回十周年を迎え、落成した市民文化会館において盛大に記念大会が催され、更に比刀祢双書第1集「前橋の郷土芸能」には民俗芸能伝承者が直接執筆にあたられ、上梓の運びに至っております。この他にも、文化財普及講座の実施や、蚕糸記念館開館、文化財地図の改訂と学校教育・社会教育に資すると共に、皆様におおいに活用していただきたいと思います。

この調査報告書には総合調査・発掘調査の概要並びに昭和五十六年度新指定史跡等を掲載いたしました。改めて関係各位のご協力・ご援助に対し、お礼を申し上げます。また、この報告書が文化財保護行政に少しでも役立てば幸甚と存じます。

昭和五十八年三月三十日

前橋市教育委員会

教育長　金井博之

例　言

1　本書は、酒井家史料調査・妙安寺総合調査・昭和五十六年度指定文化財・昭和五十七年度埋蔵文化財発掘調査についての報告である。

2　酒井家史料については、昭和五十七年度事業の一つとして、前橋市文化財調査委員である山田武麿氏・中沢右吾氏・丸山知良氏・松島栄治氏・梅沢重昭氏に調査していただいた。

3　妙安寺総合調査は、昭和五十二年度に前橋市文化財調査委員の方々に調査していただいたもので、昭和五十二年度文化財調査報告書（第8集）から引き続き掲載しているものである。

4　埋蔵文化財発掘調査については、昭和五十七年度に前橋市教育委員会で実施した一〇遺跡について、その概要を記したものである。

5　古文書は大胡町立大胡小学校教諭である川崎　始氏の協力をいただき、丸山知良氏に校閲していただいた。表記は原則として旧漢字を新漢字に改めた。また平出は二字あけ、欠字は一字あけとし、読みやすくするために読点をつけた。

6　本書の執筆については担当者が分担し文責を文末に記した。また本書の編集は二章を木暮　誠が当たり、その他についてはの前原　豊が行った。

目　次

はじめに……教育長　金井博之
一　酒井家史料調査報告……1
1　酒井家史料目録……1
第一類―絵　図―……1
第二類―酒井家記録―……2
第三類―明治以降家政記録等―……3
第四類―明治以降絵図類―……4
二　妙安寺総合調査報告（六）……5
一谷山記録（三）……5
三　昭和五十六年度指定文化財……9

1 旧蚕糸試験場事務棟（県指定）……9
2 駒形牛頭天王の獅子頭一対（市指定）……9
3 秋元氏墓地（市指定）……10
4 秋元氏歴代の墓（市指定）……10
5 今井神社古墳（市指定）……10
四 昭和五十七年度埋蔵文化財発掘調査概要……10
1 二本松遺跡
2 端気遺跡群
3 天神小学校建設に伴う確認調査
4 前箱田遺跡
5 西大室遺跡群
6 後閑団地遺跡
7 元総社明神遺跡
8 小神明遺跡群
9 歓禅順喜和尚経塚遺跡
10 閑泉樋遺跡
芳賀東部団地遺跡遺物整理の標要……38
五 文化財調査関係写真……39
図版一 龍海院酒井家資料
図版二 昭和五十六年度指定文化財
図版三 昭和五十七年度埋蔵文化財発掘調査
図版四 〃 〃 〃
図版五 〃 〃 〃
図版六 〃 〃 〃
資料
1 指定文化財所在地及び管理者一覧……45
2 前橋市指定文化財地図……49・50

一　酒井家史料調査報告

酒井家は、慶長六年重忠の代に川越から厩橋へ転封になった。以来、酒井家は九代忠恭に至る約一五〇年間藩主を歴任し、前橋の歴史と深く結びついてきた。

その間に、酒井家の菩提寺である是字寺龍海院には、貴重な多数の絵図、記録等が残されており、研究者の間では以前より調査の必要性が唱えられていた。

そこで、前橋市では酒井家資料の保護と活用を図るため、前橋市文化財保護法に基づき、文化財調査委員による調査を左記のとおり実施した。

なお、前橋市では、酒井家史料を龍海院から昭和五十七年十月二十八日付で買上げ、現在市立図書館に保管を依頼している。

調査期日　昭和五十七年七月十二・十三日

調査の対象　酒井家史料

調査者　前橋市文化財調査委員

山田武麿

中沢右吾

丸山知良

松島栄治

梅沢重昭

調査の方法　江戸から昭和時代にわたる酒井家の絵図、記録等の資料すべてに、整理番号をつけ、カードを採り、目録を作成した。資料の一部については、写真撮影を行い記録化を図った。

ところで、第一類の絵図類については、いたみがひどいため、裏打ちを行い補強することにした。

1　酒井家史料目録

第一類―絵　図―

整理番号	標題	年代	備考
一	前橋城絵図（写）	寛文六、九、一六	土居修理工事申請の副図、写し、四尺三寸四方。
二	前橋城絵図（写）	延宝四、九、一九	小型、城の修復、二尺三寸×一尺八寸。
三	大胡城下絵図		四尺三寸×三尺、「前橋侍屋敷之図」として標記。
四	前橋御絵図	天和四、一二、七	三尺×四尺町屋地割及び郊外里程。
五	利根川変流図	宝永三年頃	高崎、前橋領境河原図。
六	前橋市街図	大正一三、昭四改	煥乎堂発行。裏に市街写真多し、一尺七寸×二尺六寸。
七の一～三	前橋領図同	元禄以前	三尺×一間、村別彩色、元禄以前か一部補修。七の三写。
八	上野国絵図	元禄	元禄絵図か、渋川より北半部なし。郡別色別は村高標示、二間四方大。
九	前橋城図	貞享	元禄以前か。好古堂なし、彩色、一間四方、松平内記の屋敷あり。一間七尺四方。
一〇	前橋城図	貞享四、八、一三	三尺四方、用水堀工事絵図。
一一	江戸城絵図		江戸初期重忠の代か、大名屋敷標示あり。
一二の一～三	前橋城絵図	一二の一宝永七年頃 一二の三正徳頃	宝永以後、城修復の副図、一流は四尺二寸×四尺四寸利根川変更、二は三尺八寸四方支流路が本流となる。三は三尺九寸×三尺八寸宝永三年以降か。
一三の一～三	前橋城絵図	一三の三元禄一四年頃	一間×一間、元禄以前か。家臣名前なし、外に三尺四方、下絵図曲輪区分のみ。
一四	対馬守御本陣絵図		播州室津宿か。

第二類—酒井家記録—

整理番号	標題	年代	備考
一の一～一二一	酒井家史料		全一二一巻欠なし、明治一二年迄編年。
二の一～四	〃 目録		
三	〃 編年史料	永禄四年	浄書本。
四	〃 史料正親紀	元亀元年～永禄一二年	浄書本。
五	〃 〃 稿本	永禄四年	原稿
六	〃 〃 正親紀	元亀元年～永禄一二年	〃
七の一～七	〃 〃 〃	大永二年～天正四年	〃 うち正親前期一～四、四冊含む。
八の一～五	〃 〃 重忠紀	天正八年～元和三年	原稿
九の一～一五	〃 〃 忠世紀	慶長一〇年～寛永一三年	〃
一〇	〃 〃 忠行紀	寛永一三年	〃
一一の一～二八	〃 〃 忠清紀	寛永一四年～天和元年	〃 延宝を含む。
一二の一～二一	〃 〃 忠挙紀	天和元年～宝永三年	〃
一三	〃 〃 忠相紀	宝永五年	〃
一四の一～六	〃 〃 親愛紀	宝永九年～享保二年	〃 編年脱あり。
一五	〃 〃 前橋雑載	寛延二年	転封の条附録。
一六	〃 〃 忠以紀	天明二、三年	原稿以下姫路藩主の分、欠多し。
一七	〃 〃 忠実紀	文化一二年	原稿
一八の一・二	〃 〃 忠宝紀	弘化元年～嘉永六年	〃
一九	〃 〃 忠績紀	文久三年	〃
二〇	〃 〃 忠績紀	慶応元年～同三年	〃
二一の一～三	御家中由緒書	安永頃	酒井家史編纂
二二	酒井家御系譜草稿	明治六年	
二三	御系譜下書	ナシ	初代広親と五七代重忠迄
二四	明治一〇年差出家譜草稿	明治一〇年	
二五	系図	ナシ	雅楽助廣親から忠邦まで
二六の一・二	酒井家山緒之略記	〃	祇徳院書上、付家臣録
二七の一・二下	御代々様御続書上、	寛永一四年	
二八	御家譜全	ナシ	廣親から忠道、忠実まで
二九	自天和至延享追々御書上写全	〃	
三〇	御同姓様系譜全	天和四年～延享三年	
三一	御系譜全	ナシ	
三二	御代々御転任書付全	〃	宝暦一〇年迄記載
三三	柳営御系譜 元和年録江城年録抜書	〃	
三四	劄記類要下	永禄～享保一五年	勤務向記録
三五の一～四	御当家御年譜	ナシ	文政三年迄
三六	上々様方御誕生年号 忠利様御系譜 御婚礼并御代々御奥請取渡 覚書(全)	〃	
三七	御代々様御花押御印判写(全)	〃	正親から忠実まで
三八の一～三	御系譜御尋ニ付御答書	文化八年	
三九の一・二	酒井家系譜	昭和七年	活字本
四〇	姫路誌一斑	〃	〃
四一	旧姫路藩領旧町村名一覧表	〃	袋(印刷八部)
四二	是字寺竜海院と酒井家	大正二年	活字本煥乎堂発行、前橋より姫路転封についての事変

第三類―明治以降家政記録等―

整理番号	標題	年代	備考
一の一～一四八	資治通鑑		一巻～一四八巻　欠なし
二	為学玉箒後篇上		
三	学資貸与規則一件庶務	明治三二年一月	
四	学資貸与学生名簿	明治三五年	
五	奨学部収支差引簿	大正一三年	
六	酒井伯農相御就任祝賀会出席者名簿	昭和一四年	
七	土地権利書		袋入　売却家屋保存登記書類四件在中
八の一～三	土地分筆及登記ニ関スル書記		袋入　土地台帳謄本
九	御連枝様明細記		他に御母堂、御裏方之記
一〇	貸地料収入簿	大正四年～同一五年	
一一	〃	昭和二年～同七年	
一二	〃	昭和一六年	
一三	〃	〃一七年	
一四	〃	〃一八年	
一五	貸地貸家料納附簿	〃一九年一月	
一六	親睦会招待者名簿	昭和七年	
一七	第一八代忠実公迄記録		
一八	賀状名簿	昭和一七年	
一九	姫路教育奨励会関係書類	明治三四年	
二〇	諸家服忌問答集	万永三年	
二一	開放地実測図	昭和六年	面積の記載あり、台紙付
二二	年賀状発送簿	〃一三年	
二三	御代々様御華押御印判写		
二四	割賦金収入納附簿	昭和一四年一月以降	
二五	原町一三番地下水変更工事図及書類		
二六	酒井家史人名索引	明治三四年二月	
二七の一・二	昭和一六・一七年暑中見舞状綴	昭和一六・一七年	
二八	貸地ニ関スル諸税調	〃一五年	
二九	不動産売買一覧表	昭和一五年～同一八年	三井信託不動産部刊本
三〇	口務署届出書類控	昭和八年	
三一	明治二六年収支現計表	ナシ	一月より一二月
三二	新撰年表	〃	
三三の一～三	計算簿		原町一三、二三、丸山町四、五、原町一三―一
三四の一～四	履歴書関係		使用人のもの明治元年
三五	御親族名簿	明治三六年	酒井家
三六	華族会	〃四〇年	活字本
三七	貸家料収入簿	昭和一六年	
三八	土地売却計算書綴	〃一二年	

三九	来翰、発翰受付番号簿	昭和一二年	表紙に「財団法人白鷺会」の印	
四〇	御後見決議書	明治二四年		
四一	御婚儀ニ係御買上品支払簿	〃 三四年		
四二	参考資料綴	昭和四年	酒井家奨学部	
四三	慶祝芳名簿	〃 一九年	貴族院副議長就任	
四四	酒井家屋敷地考	明治三四年		
四五	年賀状発送簿	昭和一四年		
四六	前橋竜海院伐樹報告	〃 一四年	袋入	
四七	御祖先御祭典記事		一綴	
四八	姫路支部ニ関スル経理書類白鷺会		一綴	
四九	御養子日誌	明治四三年九月		
五〇	世襲財産ニ係ル書類綴	昭和一四年		
五一	宮内省関係達決議書類	明治三二年一二月以降		
五二	諸官庁関係書類地所部	昭和一六年以降		
五三	木村甚三郎氏事件其他書類綴円山法律事務所	〃 一四年四月		
五四	御調度買入品扣	大正一〇年		
五五の一～四	解雇トナリシ者ノ履歴書			
五六	世襲財産補充願			
五七	百年会趣意書同附言並申合規則	明治一七年	活字本（等） 発起人 徳川義禮	
五八	旧幕府聖堂仲春丁祭之図甲	大正六年	〃	
五九	故正四位公廟前献備品処理願末報告	明治三二年	〃	
六〇	貸地貸家関スル雑書綴			
六一	御葬儀御悔人名簿	大正八年九月		
六二	貸家払成証書		袋入 角田一件書類在中	
六三	市通路線認定願			
六四の一～五三	日誌庶務	明治—昭和		
六五の一～一八	〃 奥	明治—大正		
六六の一～八	〃 家従	明治		
六七の一～七一	決議綴	明治—昭和		
六八	貸家収入簿之内保存分	昭和二年—同七年		
六九	丸山町権利書		土地家督相続登記、所有権移転登記	
七〇	忠邦公、忠学公、忠宝公祭典記事			
七一	御慶事御祝品扣		雑件一	

第四類—明治以降絵図類—

整理番号	標題	年代	備考
一	地図、原町一二番地実測図	大正一五年	葉
二	〃丸山町一一番地実測図	〃	〃
三	〃原町一三番地実測図	〃	〃
四	開放地、地中電線路設置図瓦斯管設置図		袋入
五	本邸内給水、下水、外灯配線図	昭和七年	〃
六	電灯通信設置竣功図	大正三年九月	〃
七	開放地高低圧線瓦斯敷埋設図	昭和七年	〃

八	大下水路工事図面		袋入　平面図、詳細図、縦断
九	丸山町土地売却計画図		〃　三枚
一〇	品川、中野、世田谷、三内地図		〃　四枚
一一	谷中御納骨所唐櫃設計図		〃　五枚
一二	酒井邸門衛所外移転改築設計図		〃
一三	酒井邸車庫新築設計図		〃
一四	酒井邸塀新築設計図		〃
一五	坂倉幸利氏貸地売却地図	昭和一四年	〃
一六	小石川区原町丸山町地籍図及台帳	ナシ	〃
一七の一～三	酒井様伊藤氏境界訂正分外	〃	〃
一八	宅地幷建物坪数取調	大正九年	
一九	貸家貸地絵図	ナシ	袋入

（林）

二　妙安寺総合調査報告（六）

一　谷山記録（三）

宝暦二壬申稔

一松平大和守殿初入部之礼寺院ゟ被請ゟニ付、御先代上物等座席前後具ニ書出ゟ様ニ、留主居正伝寺へ被申付ゟ段申越、仍而書状并覚書差出ス文言等左之ことし、尤書状ハ折紙ニ而認

一筆致啓上ゟ、今度　殿様御入部先月九日、益御機嫌克被成御城着ゟ由、留主居正伝寺方ゟ申来、恐悦奉存ゟ、因茲為御祝儀、拙僧罷下可申所、本山役義一円無寸暇不能、其儀乍略儀以愚礼申上ゟ、就夫御領分寺院不残御目見江被

仰付ゟ、仍而　御先代上物其外罷出ゟ、座席前後具ニ書出ゟ様ニ御尋ニ付、以別紙委曲書付差出申ゟ、将又向暑気ゟ得共、各様俞御堅固被成、御勤奉珍重ゟ、猶留主居正伝寺罷出可申ゟ旨、宜様ニ御心被添可被下被奉頼ゟ、

恐惶謹言

妙安寺

五月十九日　　成恵院家書判

寺社御奉行所

覚

一拙寺開基成然上人者　開山親鸞聖人之直弟、於関東二十四輩ト申廿四人在之内、第六面授口決之真弟也、俗姓ハ藤原九條中村氏、拙僧迄廿一世血脈相承仕ゟ、其外本山江各別之由緒御座ゟ、依之左之通ニ御座候

一御先代御入部之節、御書院御目見江ニ者拙寺儀、御領分中寺社修験之惣首座ニ罷出ゟ、尤独礼ニ而在之、毎度御在城之節茂、年頭之御礼等右之通ニ御座ゟ、己上

在京

申五月十九日　　妙安寺院家印

寺社御奉行所

宝暦三癸酉年

一三月廿日、内々依御伺宰相御座出席被　仰出、尤定役被相勤ゟニ付、御役中被　仰出ゟ段、右於上檀間下間治部卿粟津大学、被申渡御礼御菓子上ル御座所へ上ル宰相参上

一六月廿日、当寺永代家紋ニ六藤紋被下旨、於上檀間下間治部卿粟津大学被申渡、尤内々願上ル文言左之ことし

乍恐以口上書奉願ゟ

拙僧開基成然上人　聖人御親類ニ付、為御形見御自作　木像御真影様被遊御付属ゟ、拙寺家紋開基以来十六重菊ニ而御座ゟ、然処、淳寧院様御代拙寺十六世成賢似影、拙僧祖父即往院奉願ゟ所、寺紋

似影ニ御付可被下ゟニ付、被遊御尋ゟ、因茲十六重菊ニ而御座候段、申上ゟ所ニ　禁裏ゟ御遠慮依有之、紋可被下ゟ由、　御意ニ而合蝶之紋被下置ゟ、右之御縁御座ゟ間、今度六藤之御紋拙寺家紋ニ被下置ゟ様ニ、御内々奉願ゟ、此段宜様ニ御取成被仰上可被下ゟ、奉頼ゟ、己上

西六月八日　　妙安寺

成恵印

御家老御中

右之願書ニ而　御免　御礼御菓子料銀三両上ル御座所へ成恵成恵両人共ニ参上

一成専御房ゟ成信大僧都迄十三代似影無之ニ付、四ッ切ニ而十三幅　御染筆之法名奉願文言如左

乍恐以口上書奉願ゟ

一拙寺儀、二代目成専ゟ十四代成信迄十三代似影無御座ゟニ付、四ッ切ニ而十三幅　御染筆之法名奉願ゟ、　功徳聚院様御染筆ニ而、十五代成空似影ニ妙安寺釈成空ト被成下、安置仕罷在ゟ、依之右十三人之法名、銘々ニ妙安寺ト被遊被下ゟ様ニ、奉願ゟ、拙寺由緒被　思召上願之通

御免被成下ゟ者、難有可奉存ゟ、此段宜様ニ御取成被仰上可被下ゟ、奉頼ゟ、以上

西十一月四日　　妙安寺

成恵印

御家老衆御中

右之願被　聞召上　御染筆可被成下旨、被　仰出、併五幅迄者　御免在之ゟ得共、其餘者例之無之義ニ付、段々ニ御染筆可被成下旨、被仰出、於上檀間飼田大膳被申渡

一成専　成正　成海　成林　成観　右五幅一度

一成寂　成崇　成報　成達　四幅壱度

一成音　成遵　成円　成信　同断

右三度ニ　御染筆被成下　御礼銀三枚為志上ル御礼共一枚宛三度ニ上ル上檀間へ差出ス

宝暦五乙亥稔

一来春御法会　御得度御用ニ付、水戸慈航院殿被為召ゟ、御老衰ニ付御殿ヱ近キ屋敷拝借御願ゟ得者、方々致吟味ゟ得共、貴寺御拝借之屋敷より近キ所ハ無御座ゟ間、中居町坪坂主馬跡屋敷へ御引越被成ゟ様ニと、於上檀間下間大蔵卿被申渡、仍而六月廿五日六日両日ニ引移、運人足御台所ゟ出ル

一東泰院様御代迄者、当寺上野国触頭ニ御座ゟ、其砌之御触状数通所持仕ゟ、其以後中絶ニ付、先規之通触頭被　仰付被下置ゟ様ニ、御願申度旨、大蔵卿へ致示談相頼ゟ所、中絶之義ゟ得者、重キ義ニ而斗かたくゟへとも、随分勘弁ハ致可申ゟ間、先御願可被差出ゟと被申ゟニ付、願書下間氏へ入内見、其上上檀間へ差出ス文言左之ことし

乍恐以口上書奉願ゟ

一拙寺儀由緒御座ゟニ付、万事御触之節　東泰院様御代迄、御家老中京都ゟ拙寺方へ御状ニ而御仰下ゟ、其御状数通に今所持仕罷在ゟ、其以後御家老中ゟ、上野国院家衆御一家衆飛檐惣坊主壱所ニ相成ゟ而、御廻章江戸浅草御坊輪番致添翰、上野国御末寺寺号書記表宛名拙寺一ケ寺ニ而、遣申ゟ、拙寺御請之致印形段々相廻シ、何茂御請之致印形、納ル所ゟ右之御坊へ相戻ゟ、以来者往昔之通御家老中ゟ御状拙寺壱ケ寺へ被下ゟ様ニ、奉願ゟ、拙寺由緒思召被上願之通ニ、被　仰付被下ゟハハ、難有可奉存ゟ、此段宜様ニ御取成被仰上可被下ゟ、奉頼ゟ、以上

亥八月廿六日　　妙安寺

成恵印

月番

御家老御中

右之通願書差出ゟ所、月番中被申聞ゟ趣者、重キ御願殊ニ中絶以後久々浅草御坊支配ニ相成、被送数十年之ゟ義ニゟへ者、今更致苦キ儀ニ御座ゟ間、得と同役中可申談ゟ間、御願書ハ留置ゟ旨、被申ゟ、夫ゟ

上檀間へ何卒願之通御許容被成下ゟ様ニと度々罷出、十月頃月番衆被申聞ゟ者、同役中申談ゟ間、近日可及言上旨被申ゟ、夫ゟも不絶右之通申、上檀間へ罷出、御歎申上ゟ也、未何も御沙汰之無御座ゟ間、御上りゟ趣可申上旨、被申聞ゟ、家老衆宅へ見舞内々に相頼ゟ也

宝暦六丙子載

一三月十二日、光養丸様御得度在之、光遍乗如ト奉申、御儀式如左也

一十二日寅刻晨朝御堂乞鑓勤行如平日、右今日御得度ニ付時刻御引上也

一卯刻鐘鳴集会南堰門ゟ入、御得度之役人香部屋定衆南香屋惣三等、本堂下陳　装束扶持緋色五條、御得度役人素絹五條、指貫中排惣三等着流後

両堂御勤之装束同断

一辰刻御得度御儀式始

役人

教授　慈航院殿　扶持　慈航院殿 誠締院殿　理髪　横超院殿

土器　教行寺　水瓶　慈敬寺 本泉寺　剃乎(カ)　忍重院殿

脇息　専光寺　菊葉紙　真宗寺　角盥　本宗寺

紙燭　勝善寺 報恩寺二位　札紙　西光寺 本法寺　御櫛筥　願得寺 中将

御草鞋　光善寺 恵光寺三位　僧綱　善徳寺 真徳寺　数衣筥　光明寺

香燭筥　本念寺　堂外紙燭　加州本蓮寺 越中聖安寺　越後常敬寺 江州願慶寺

有職(ウシキ)　大信寺

御儀式終　両堂勤行在之

一先御影堂立燭焼香有職勤之、正信偈行四句、目下讃弥陀成仏次第六首

念讃綱(カ)五回向願ひ此功徳

御調声御装束紅色紋御法服 仏像御七条

新門様御装束白精好御鈍色 白地御紋白御五条

一次本堂勤行、漢音中読下陳ニ而始之、両門様御出仕御装束等同断、右早而御扉入御戸閇荘厳取払、御代々御影堂納如平日

一御触有之、雖然三等ハ出不申也

一同十三日、新門様御得度之御礼、在京三等於寝殿相勤、装束素絹五條指貫、献上太刀折紙、辰刻ゟ相詰及未半刻次　本門様江御礼、於小寝殿相勤、装束同前、献上金銀付台、惣礼御感之御意被為在次　東殿参上、装束同前、献上惣折紙台、則座拝領被　仰付、惣代を以御礼宇野弾正迄申上

一同十五日、御触拝見、御饗応被　仰付、拝見之三等、夘半刻菊御門ゟ入、装束素絹五條着流、下宿ゟ装束着、供者入口ゟ戻ス、入口之切手十四日、於集会所定衆ゟ渡三等之人数、十八日ト両日ニ割合出也、但十八日之切手者、十七日有職ゟ渡也

一同十八日、御触拝見ゟ三等如十五日、両日共翌日御礼申上、御座参上ゟ衆ハ御座并ニ上檀其外ハ寝殿へ、装束ハ何茂如恒

一三月廿三日、宰相成應色法服、内々依願為　思召被　免ゟ旨、於上檀間月番下間大蔵卿飼田大膳被申渡、願書文言如左

口上之覚

拙寺由緒被　思召ゟ、一新発意宰相儀思召ニ而、色法服　御免被成下ゟ様ニ、御内々ニ而奉願ゟ、尤冥加之御礼差上可申ゟ、何卒　御免被成下ゟ者、難有可奉存ゟ、此段宜様ニ御取成被仰上可被下ゟ、奉頼ゟ、己上

子三月　　妙安寺

御家老御中　　成恵印

冥加御礼金五百疋上ル上檀間へ宰相持参

一功徳聚院様十三回御忌、三月廿四日逮夜ゟ四月二日日中迄、御法会御執行在之

一如先規触頭之儀、去年八月願上置ゟへ共、当春ハ　御得度　御法会御取込ニ被為在ゟ事、又宰相色法服願も有之ニ付、此願催促ハ、先四月中旬迄差扣ゟ也

一去秋中御願申上置之、御触之義、往古之通被　仰付被下置ゟ様ニト、御法会後早々上檀間江罷出ゟ所、月番下間治部卿粟津大学被申聞ゟ趣者、去年中ゟ之御願之通及言上ゟ所ニ、　東泰院様御代之御帳繰ゟ様ニ、被　仰付ゟ、尤去年被差出ゟ御願書ハ、荒ゝ御座ゟ間、細カニ得と訳ゟ相聞ゟ様ニ被成、御認御口上書一通御差出可被成ゟ、尤　東泰院様御代之廻状御持参為御見可被成ゟ与、被申聞ゟニ付、　信浄院様　東泰院様　両御代之家老衆ゟ、当寺へ之書翰并上野国へ之廻状、上檀間へ持参ゟ所、先御預り置ゟ間、明日成とも御出可被成ゟ、可致返進ゟ旨、右治部卿被申ゟニ付、翌日罷出、右預ケ置ゟ書翰とも受取、右差出ゟ分、被成御写被遣ゟ様ニ、被申ゟ間、別写ゟ、上檀間へ差出ス、追口上書文言如左

口上之覚

一拙寺儀、東泰院様御代迄者、上野国触頭ニ而、万寺御用御触之節、御家老中ゟ拙寺方へ御状ニ而被仰下ゟ、上野国御末寺へ之御触状拙寺方迄被遣、拙寺ゟ致添翰相触申ゟ、右之御廻状ともに今数通所持仕罷有ゟ、去年八月中ゟ御願申上置ゟ通、往昔之通御家老中ゟ御状ニ而、拙寺一ヶ寺へ被下ゟ様ニ、奉願ゟ、拙寺由緒被　思召上願之通被　仰付被下置ゟ者、難有可奉存ゟ、此段宜様ニ御取成被仰上可被下ゟ、奉頼ゟ、以上

子四月十三日　　妙安寺印

御家老御中

右之追口上書差出置ゟ、其後度々上檀間へ罷出、何卒如先規之被　仰出被下置ゟ様ニ申上也、月番衆委細承知之旨被申ゟ、只今往古之御帳繰掛り居ゟ旨、咄被申ゟ

一慈航院殿御帰国ニ付、菊御門前屋鋪江御引移被成ゟ様ニと、於上檀間月番衆被申渡、仍而六月十三日ゟ引移運人足料ニ而御渡被下ゟ様ニ、納戸方杉本市左衛門へ相頼ゟ所、別料ニ而渡ル

一十月十六日、依御願、上野国触頭別古之通貴寺へ被　仰付旨、於上檀間月番下間治部卿粟津大学被申渡、　御礼御菓子料金三百疋上ル

上檀間へ上ル

一自今御廻状之触様、且今般如往古之被　仰付ゟ趣、上野国御末寺江御下知之書翰、亦在京中者爰許ニ而拙僧方へ御渡被下ゟ様ニと、月番下間治部卿粟津大学へ申ゟ所、兎角往昔之貴寺ゟ添翰并浅草輪番ゟ之添翰被成御写、被遣ゟ様ニと被申ゟ故、別差出所、十月何之被申渡茂無之、霜月ハ下間大蔵卿飼田大膳月番也、仍而大蔵卿へ、先月治部卿大学へ申入ゟ通咄、何卒近日御下知被仰出ゟ様ニ、御勘弁被下ゟ様ニ、内々相頼ゟ所、兎角御口上斗ニ而者、訳ゟ得ト難聞共可有御座ゟ間、御口上書ニ被成、右之趣詰所へ被差出可然旨被申ゟ、仍而上檀間へ差出口上書文言左之ことし

口上

拙寺儀、願之通上野国へ之御触ゟ義、如先規之被　仰付難有奉存ゟ、就夫先規拙寺ゟ上野国惣御末寺中へ相触ゟ、添翰迄写差出入御覧置ゟ、来春者江戸　御参向茂被為成ゟニ付、御触も近日可有御座被奉存ゟ、左様之節も先規之通拙寺方へ、各様ゟ御状ニ而被仰下、拙寺方ゟ御触状へ致添翰、上野国御末寺江相触可申奉存ゟ、先規之通被　仰付ゟ、上へ先達而右之段、御伺申置ゟ、弥委細御伺申ゟ通、被仰渡被下ゟ様ニ奉願ゟ、且又御触状、前橋拙寺江爰許ゟ直ニ被成御下シゟ而者、拙寺留主居之坊主共添翰等相触ゟ様も、存不申ゟニ付、間違茂出来可仕ゟ、依之拙僧在京中者、爰許ニ而拙僧方江、御触状御渡可被下ゟ、早速以三度飛脚、前橋拙寺江差下シ可申ゟ、左ゟ得者、滞も無御座相達申ゟ、此義御領掌可被下ゟ、将又今度如先規之被　仰付ゟ得共、致中絶ゟ義故、上野国惣御末寺中へ、如先規之拙寺へ触頭被　仰付ゟ趣、御下知被仰遣可被下ゟ、此儀も奉頼ゟ　以上

子霜月廿日　　妙安寺

月番　　成恵在判

御家老御中

三　昭和五十六年度指定文化財

1　旧蚕糸試験場事務棟

所在地　前橋市敷島町二六二

管理者　前橋市

指定区分及び記号番号　群馬県指定重要文化財　重一四四号

指定年月日　昭和五十六年七月十日

現状

昭和五十六年十一月三十日、前橋市昭和町三丁目三六番四一号から敷島公園ばら園内に解体移築した。建物は延面積二七五㎡あり、その特色は玄関のエンタシス状の角柱、フランス様式のレンガ積みの基礎及び唐草風の床下換気口の装飾、上下開閉式の窓、出入口ドアの低い取手、避雷針の設置、シャンデリアを下げた天井の装飾、大壁造り、それに建物の外側全体をおおっている横箱目地板張などにあり、明治末期の代表的な洋風平屋の木造建造物である。

前橋市では「糸の町　前橋」の象徴として後世に残すため、国から払い下げを受け、「前橋市蚕糸記念館」として広く一般に公開している。

概要及び性格

この建物は明治四十四年十二月二十二日、農商務省告示六〇二号により岩神町（現昭和町三丁目）の国立原蚕種製造所前橋支所の本館として建てられ、翌年の六月十一日に完成した。当時政府は、全国でも養蚕の盛んな群馬県、福島県、京都府など六地方に原蚕種製造所を設けた。当初群馬県内の候補地としては、四か所あげられたが、地質・気候などの立地条件をもとに検討された結果、前橋市に決定された。

原蚕種製造所前橋支所ではその後多くの優れた研究が完成され、日本の蚕糸業の振興に大きく貢献してきた。この間、名称が蚕業試験場、蚕糸試験場養蚕部と変わり、昭和五十五年一月には、研究機関統合のため筑波学園都市（茨城県）へ移転した。

指定の理由

旧蚕糸試験場は、旧群馬県衛生所（桐生市）、前橋刑務所とならんで、明治期の公共建造物として県内でも数少ない貴重な歴史的遺産である。

特に、庁舎（事務棟）は保存状態もよく、洋風木造建築として質も高いので今後の保存並びに活用が望まれ、文化財として指定するに値する。

2　駒形牛頭天王の獅子頭一対

所在地　前橋市駒形町七一〇

管理者　駒形神社

指定区分　前橋市指定重要有形民俗文化財

指定年月日　昭和五十七年四月二十六日

現状

雌雄一対のこの獅子頭は、ほぼ同じ大きさで、雄は幅六五㎝、高さ七五㎝、奥行き六五㎝、雌は幅六五㎝、高さ六七㎝、奥行き六〇㎝ある。材質は、二つとも厚さ四㎝の檜材五枚からなり、つぎめにはかすがいが打ってあり頑丈に作られている。彩色は朱色の漆塗りで仕上げられているが、毎年祭例日の行事で川の水につけられてきた関係で、今はかなり剝げ落ちている。しかし、気品のある獅子頭で、駒形神社に安置され、地域住民の崇敬の対象となっている。

概要及び性格

文化九年（一八一二）の文書によると、この獅子頭は牛頭天王の御神輿として、駒形三町（上・中・下）の合議により元加賀前田家の獅子頭を譲り受けたと伝えられている。以来、毎年六月十四日の祭例日には、駒形宿を下から上まで巡幸して韮川に入って清め、さらに川を下って村境まで行き、またのぼるといったことを数回くりかえす行事が、約一〇

〇年の間続いたといわれる。この巡幸は、明治末年を最後に今では行われていない。

指定の理由

この獅子頭一対は、江戸期の作と推定され、大型で気品のある作風は彫刻としても優れており、また、川の水で清めて川下りをする独得な行事と共に貴重な民俗文化財として高く評価される。

この他に昭和五十六年度新指定文化財として、

3　秋元氏墓地昭和五十六年四月二十七日指定

4　秋元氏歴代墓地、昭和五十六年四月二十七日指定　5　今井神社古墳、昭和五十六年四月二十七日指定の三指定史跡が含まれるが、概要については、昭和五十六年度文化財調査報告書第12集に現状、概要および性格、指定の理由が掲載してあるので参照していただきたい。（木部）

四　昭和五十七年度埋蔵文化財発掘調査概要

調査を実施した遺跡は一〇を数える。調査原因別に見ると、土地改良三、区画整理一、学校建設二、工業団地一、民間開発二、市営住宅一になる。

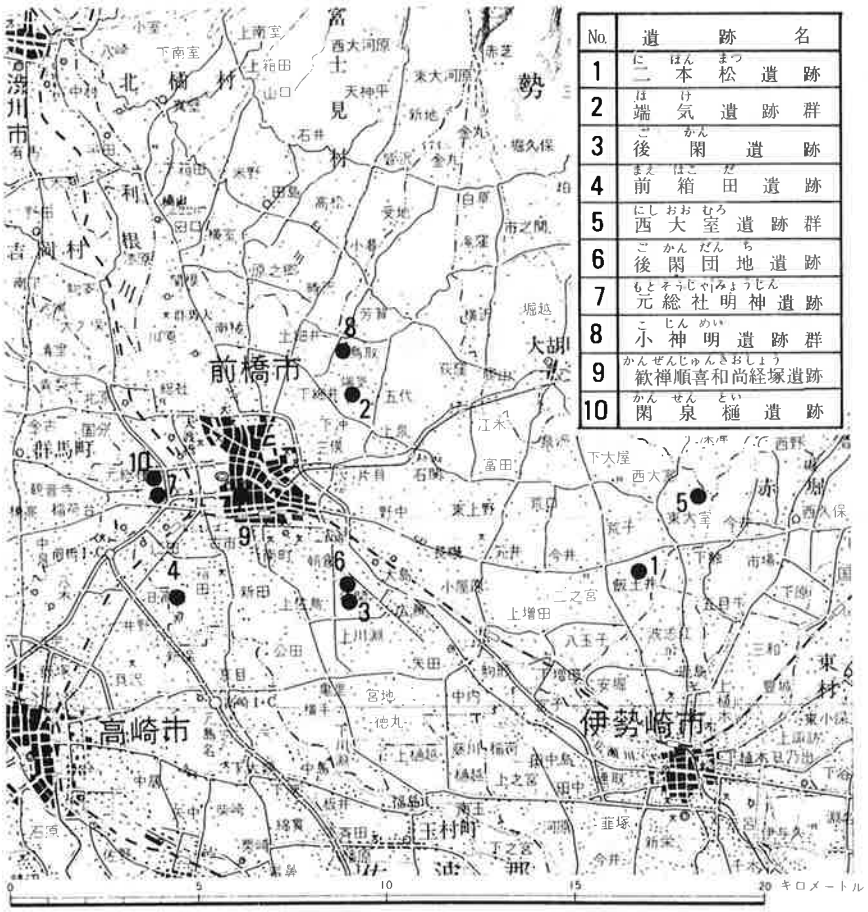

No.	遺跡名
1	二本松遺跡
2	端気遺跡群
3	後閑遺跡
4	前箱田遺跡
5	西大室遺跡群
6	後閑団地遺跡
7	元総社明神遺跡
8	小神明遺跡群
9	歓禅順喜和尚経塚遺跡
10	閑泉樋遺跡

昭和57年度調査地点図
（国土地理院、20万分の1、「宇都宮」を使用）

1　二本松（にほんまつ）遺跡（城南工業団地造成事業に伴う事前発掘調査）

所在地　前橋市飯土井町五〇六番ほか九筆

調査期間　昭和五十七年五月四日～昭和五十七年九月四日

担当者　福田紀雄・木部日出雄・唐澤保之・鵜木晋一・井野修二　近藤昭一

面積　約一〇、〇〇〇㎡

今回の調査は城南工業団地造成事業に先立ち、前年度調査区域（団地内幹線道路通過部分約二〇m）の西側約二〇〇mに対して実施したものである。調査区域は神沢川の右岸で、南約一五〇mにはかつて東道が通っていた。

(一) **概要**　発掘調査の結果、女堀の巾は当時の掘削面で二七～二八m、深さ約三m前後である。底部の中央には巾三m前後、深さ約一mの中央溝がある。水の流れた形跡はまったく認められなかった。女堀外部の土塁状の土盛高は残存状態の良い東端で約一・八〇mで、その巾は北側で一六m以上、南側で最大一八mである。盛土構築面は浅間山噴出にかかるBスコリアを主体とする砂質黒色土で、Bスコリア降下（一一〇八年）後間もなく女堀は掘削されたものと、推定される。また、盛土直下には畠跡の認められる所もあった。

(二) 女堀の掘削、調査区域中央付近に内部に向かって女堀上端が突出し巾の狭くなっている箇所がある。そこを境にして東西の様相が異なっているため工区境と推定される。法面には一～二枚の階段状の平坦面を有し、段掘りで掘削されたものと見られる。特に南側法面には上位・下位の二枚の平坦面が良く残っている。この掘削に当っての作業単位とみられる小間割が、法面・底部・中央溝で検出された。底部では小間割が繁雑に密集している区域とまったくない区域とが認められ、これら小間割を包括する更に大きい作業単位が想定できた。また、工区境とみられる突出部より東方の北側法面では、底部から約二m上方に巾七〇cm前後の階段が六箇所で検出された。南側盛土下では突出部東西に一条ずつ南へのびる溝状の遺構が検出された。両者はいずれも固く踏みしめられ、盛土との関連から見て作業道と推定される。

(三) 中央溝両側の土盛　突出部付近を境にして西方の中央溝の南北両側に盛土がなされており、問題を投げかけた。突出部の東方には認められないことから必ずしも中央溝に附随するものではなく、湧水対策の一環ともみられる。

(四) 湧水対策　突出部東方の法面の下位平坦面には、南北対称の位置に小溝が検出された。北側の場合その西端に水溜とみられるピットがあり、調査時も小溝を伝って来た湧水が注いでいた。この小溝は女堀削時における湧水の排水溝と推定される。

(五) 分水　突出部の西端に女堀に直交する人為的な溝があり、いくつかの点で女堀と有機的な関連が想定される。また、この溝は南に向かって低くなっていくものとみられ、分水等の問題を考える余地がある。

(六) 遺物　平安時代～中世の須恵器・陶器若干量と室町様式の五輪塔。（唐澤）

二本松遺跡位置図
（国土地理院、5万分の1、「前橋」を使用）

2　端気遺跡群Ⅰ（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

所在地　前橋市端気町塚越四五六
上沖町根際五五五　着帳五一〇　他四五筆

調査期間　昭和五十七年五月三十一日～昭和五十七年八月一〇日

担当者　松村親樹・前原照子・岸田治男・林喜久夫・町田信之

面積　約九、七〇〇㎡

赤城山南麓の裾野は多くの河川によって開析を受け舌状台地を形成しているが、本遺跡も裾野部最末端の、足下を古利根川により削られている台地上に所在し、端気町の中央を小坂子に向って北上する道路から西に約一〇〇ｍに南下流する通称「西川」と、更に西に約二〇〇ｍ程の所に南下流する小河川とに挟まれた標高約一〇五ｍ～一一七ｍあたりに位置する。

本遺跡調査は端気土地改良事業の一環として実施され、昭和五十七～六十一年度の五ヵ年計画の初年度の調査である。調査の結果検出された遺構遺物の数量は左記の通りである。

一、遺構・遺物の数量

㈠遺構数

縄文時代　住居跡一　ピット一
弥生時代　方形周溝墓二　ピット一　溝状遺構一
古墳時代　住居跡二
中世以降　環濠一　石敷遺構三　墓壙一　土壙一　ピット一
その他に溝状遺構七　ピット二　柱穴群等

㈡遺物量

縄文時代　土器・石器　パン箱一
古墳時代　土器（土師）　パン箱一一
中世以降　土器（須恵・常滑）、銅製品、釘、古銭等　パン箱二
その他に表採土器（縄文）、石器、古銭等　パン箱三

二、調査の概要

㈠縄文時代　古墳時代の住居と重複した諸磯C期に属する方形竪穴住居。住居中央部付近に深鉢形土器胴部破片を転用埋設した炉址。他に遺構は検出されなかったが表面採集の土器片は前期後半に集中。

㈡弥生時代　周溝覆土にC軽石純層が堆積した方形周溝墓二基。耕作のため相当削られている模様で主体部未検出。周溝覆土から土器片・石器少量出土も時期を確定する遺物なし。

㈢古墳時代　住居は和泉期の竪穴住居一軒と縄文住居と重複する鬼高Ⅲ期の竪穴住居一軒を検出。和泉期の住居は半掘のみだが炉址検出。高坏、壺、甕の破片が住居北西隅から多量に出土。鬼高Ⅲ期の住居は北・東壁を風到木跡で攪乱され規模等不明も東壁南寄付近にカマド跡検出。カマド前から長胴甕・甑出土。

㈣中世以降　南半周する環濠一。外周八・七ｍ×七・五ｍの三重石囲いを持つ石敷遺構検出。主体部未検出。他に石敷遺構二。（松村）

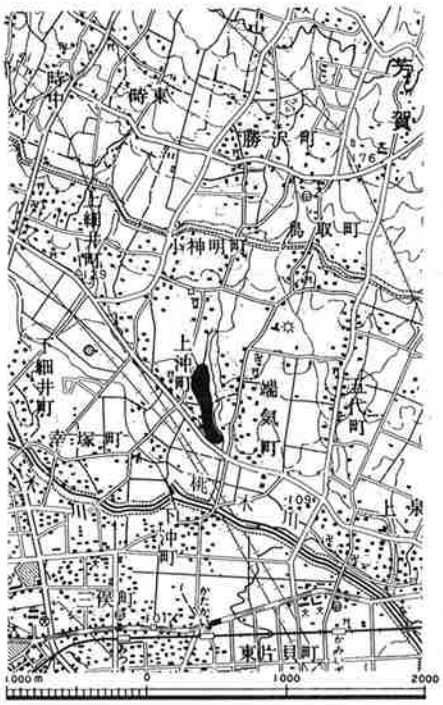

端気遺跡群位置図
（国土地理院、5万分の1、「前橋」を使用）

3　天神小学校建設に伴う確認調査

所在地　前橋市後閑町五〇番地の一他

調査期間　昭和五十七年六月一四日～昭和五十七年八月三日

担当者　福田紀雄・木部日出雄・鵜木晋一・町田信之

面積　約一、九四〇㎡

当地は、市の北西部から南東部へ帯状に伸びる『広瀬川低地帯』（約二・五～三㎞の幅をもつ）と、それより一段高く高台をなす『前橋台地』（洪積層よりなる）との接点ともいうべき所である。この地域は、かつて南東流する利根川の流路に当たっていた。現在の広瀬川は、その最終河道に当たっている。

又、市街地より、後閑町・山王町・東善町に至る崖上には、自然堤防状の砂堆地形がある。利根川沿いには、天明年間に噴火した浅間山の噴火物と思われる火山岩屑が台地面上にあり、これも自然堤防状の地形を形成している。なお、藤川・端気川などの小河川沿いには、浅い浸食谷も見られる。本地点は、このような構造をもつ、前橋台地上の東端、広瀬川低地帯に隣接する所に位置している。

調査区は、西よりA・B・C・D区と命名した。本地点の調査は、市立天神小学校建設事業に伴う、建設地内の埋蔵文化財の確認調査として実施されたものである。調査の概要、結果は以下の通りである。

一、調査の概要

㈠A区　調査前は、水田・畑地となっていた。幅二㎜トレンチをⅡ型に設定し、遺構が確認され次第、拡張する方針をとった。地表から約三二㎝の所にB軽石層が確認された。湧水のため、排水作業と並行して同地層面を精査し、遺構の検出を試みた。

㈡B区　調査前は、水田・畑地となっていた。幅二㎜トレンチをⅡ型に設定した。地表から約四八㎝の面で、B軽石層が確認された。A区同様、湧水が甚しいため、排水作業と並行して同地層面を精査し、遺構の検出を試みた。

㈢C区　調査前は、桑畑となっていた。幅二㎜トレンチをⅡ型に設定した。地表から約二四㎝の面で、B軽石層を確認した。約八〇㎝の深さで、ロームの層に達した。A区、B区同様、水の出が激しかった。西側部分に黒色を帯びた土壌の広がりがあり、その部分を約一五〇㎡にわたって拡張し、遺構の検出を試みた。

㈣D区　調査前は、桑畑となっていた。遺構の存在が最も強く予想される箇所のため、全面的に掘り広げた。地表から約五二㎝の面で、B軽石層を確認した。約一・二㎜の深さで、全面にわたり、大粒で多量のC軽石を含むローム面に達した。

二、結果

前述のように、各区ともトレンチを設定し、遺構を確認次第拡張する方針をとって調査を進めたが、確たる遺構の存在は確認出来なかった。

（鵜木）

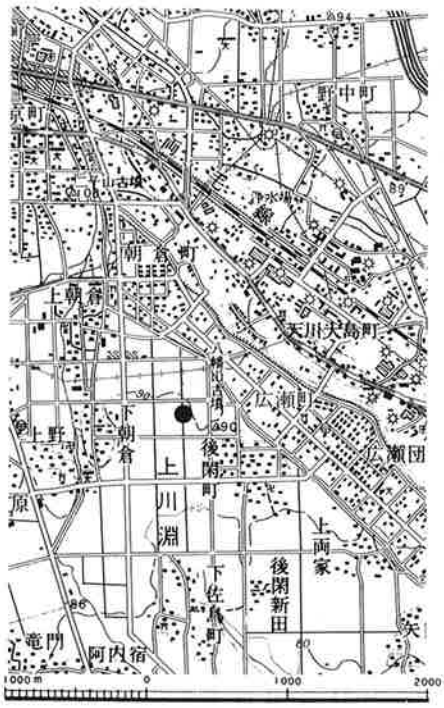

後閑遺跡位置図
（国土地理院、5万分の1、「前橋」を使用）

4　前箱田遺跡（箱田中学校建設に伴う事前確認調査）

所在地　前橋市前箱田町三九六番地他四七筆

調査期間　昭和五十七年七月五日～昭和五十七年八月一四日

担当者　近藤昭一・岸田治男・町田信之・木暮誠

面積　全体規模三〇、一九五㎡のうち調査面積は二、二八〇㎡

本遺跡は、利根川右岸、新前橋駅より南方約二㎞、群馬県立中央高等学校より北方約三五〇ｍのところに位置する。遺跡の西には染谷川が、一方東には滝川がそれぞれ南流し、本遺跡は、両河川がもっとも接近するところで挟まれた地域に存する。

本遺跡の調査は、箱田中学校建設に伴う事前確認調査として実施されたもので、校舎建設予定地について調査を行った。その結果検出された遺構・遺物の概要は、左記の通りである。

一、遺構の概要

㈠　平安時代の水田址

浅間B軽石層下から、東西・南北に走る畦畔が検出された。畦畔はすべて一様ではないが、大きさは幅約五〇㎝、水田面からの比高約五㎝で、方位は、南北畦畔で真北に対しN―〇°―E、東西畦畔はそれに直交するように走っていた。

一区画の水田として検出できたのは、わずか一枚であったが、畦畔の様子から他に三枚の水田の区割が推定できた。水田の形状はすべて長方形で、南北を長軸とする水田が三枚、東西を長軸とする水田が一枚である。面積は、東西を長軸とする水田が最小で約二一㎡、最高は一七六㎡であった。

給水については、調査地の地表が北から南に緩やかに傾斜していること、東西畦畔に一か所水口が検出されたこと等から、日高遺跡で検出されたような、高位の水田から低位の水田へと水をかけ流す方法が推定される。

調査面積が狭く多数の水田が検出できなかったこと、坪割が検出できなかったことなど問題はあるが、国府推定地に近く、東西南北に区割された水田であることから、条里水田の可能性がある。

㈡　中世～近世の溝状遺構

浅間B軽石を多量に含んだ砂質土壌下から、東西・南北に走る溝が七条検出された。B軽石下の畦畔を切っていること、近世の陶磁器片が出土していることなどから、中世以降の用水かと思われる。

㈢　中世以降の耕作状遺構

浅間B軽石を多量に含んだ砂質土壌質から、えんがのような農具を用いて土を掘り起こしたと思われる痕跡が、南北一五ｍ、東西六ｍの範囲にわたり検出された。何であるか詳細は不明だが、鉄製の農具などで土を掘り起こした跡と考えられる。

二　遺物の概要

出土遺物は、平安時代から中世・近世にかけての土器片パン箱一箱と、紡錘車二個であった。

（木暮）

前箱田遺跡位置図
（国土地理院、５万分の１、「前橋」を使用）

5　西大室（にしおおむろ）遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

所在地　前橋市西大室町字上縄引二二六一番地他

調査期間　昭和五十七年八月一一日～昭和五十七年一一月六日

担当者　前原照子・林喜久夫・松村親樹・江部和彦

面積　約一〇、〇〇〇㎡

本遺跡は、赤城山より流れる東神沢川や桂川のつくる舌状台地上に位置し、桂川の氾濫による影響を多分に受けている。調査区は、北からA・B・C・D・E区と呼称した。B・C区ではローム層が見られるものA・D・E区では、粘土層や砂礫層が堆積していた。

本遺跡の調査は、西大室土地改良事業の一環として実施され、四年計画の最終年度の調査である。その結果、検出された遺構・遺物の数量は左記の通りである。

一、遺構・遺物の数量

(一)遺構数

弥生式土器を伴う住居跡	七
古墳時代の住居跡	三
奈良時代の住居跡	一
平安時代の住居跡	二二
土壙	一
ピット	六九
溝状遺構	二〇
井戸跡	二

(二)遺物量

縄文時代の土器・石器	パン箱　一
弥生時代の土器・石器	パン箱　七
古墳時代の土器・石製品	パン箱　三
奈良・平安時代の土器・石製品・鉄製品	パン箱　二〇

二、調査の概要

(一)縄文時代　B区南端に縄文土器片が濃密に散布しており、縄文時代の遺構が推定される。

(二)弥生時代　A区において、四軒の弥生式土器を伴う住居跡が検出され、B・C区においても三軒の住居跡が検出された。A区の住居跡からは樽式土器が、B・C区の住居跡からは、樽式土器の他に、赤井戸式土器や石田川土器が共伴して出土した。

(三)古墳時代　C区においてのみ、古墳時代前期の住居跡が二軒検出された。これらの住居跡からは、台付甕、高坏、小形甕等が出土した。しかし、古墳中期から後期にかけての住居跡は検出できなかった。

(四)奈良・平安時代　B区とC区においては、奈良・平安期の住居跡が集中して検出された。ほとんどの住居の竈は東壁に作られ、煙道部も住居外へ延びている。また、張り出しを持つ住居も三軒確認された。

(五)その他、土壙やピット・溝状遺構・井戸跡等、検出されたが、時代を決定づける確証は得られなかった。

（江部）

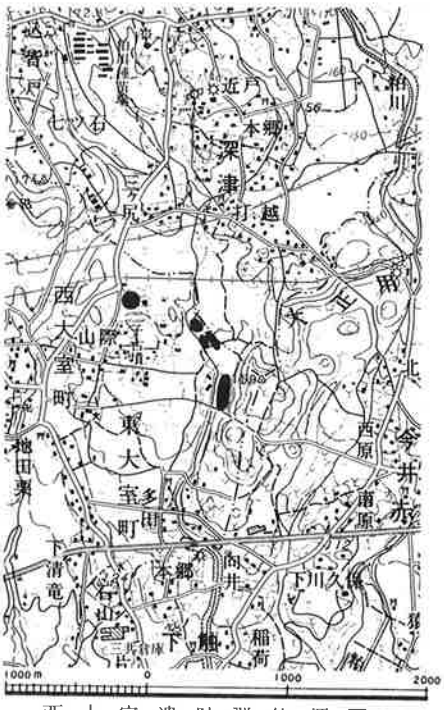

西大室遺跡群位置図
（国土地理院、5万分の1、「前橋」を使用）

6 後閑団地遺跡（住宅団地造成に伴う事前発掘調査）

所在地　前橋市後閑町一番一外八筆

調査期間　昭和五十七年九月一七日～一一月三〇日

担当者　林喜久夫・井野修二・前原　豊

面積　二五七七㎡

本遺跡は、広瀬川右岸に沿った微高地上に位置している。標高は九〇m四〇cm内外である。現地目は桑地及び畑地である。西川には藤川・端気川が流れ、水田地帯が開けている。この水田地帯には、古代国家条里制遺構の痕跡を認めることができる。一方、遺跡地周辺には、古墳群が存在している。基本的な層序は、上部から耕作土層、褐色土層、黄褐色土層、砂礫層となっている。遺構確認面は黄褐色土層上面である。

この遺跡地には、住宅団地造成事業に先立ち、建設予定地のうち約三五〇㎡に対して確認調査を行った結果、遺構が濃密に存在することがわかった。そこで、前橋工業団地造成組合より委託をうけ発掘調査を実施した。

調査の方法としては、住宅団地造成事業の緊急性、排土の問題等から、調査地をA・B・Cの三区に分け調査を実施した。

調査の結果、検出された遺構・遺物は左記の通りである。

一、遺構・遺物の数量

(一)遺構数

古　墳　時　代　竪穴式住居跡五　石槨墓一　土壙一　溝状遺構五

奈良・平安時代　竪穴式住居跡一二　井戸跡一　溝状遺構五

そ　の　他　落ち込み一七

(二)遺物量

古　墳　時　代　土器・石器　パン箱　八

奈良・平安時代　土器・石器・鉄製品　パン箱　九

二、調査の概要

(一)古墳時代　発掘調査地のほぼ中央から、竪穴式住居跡が五軒検出された。住居の形や土器の特徴から、石田川期のものである。時代的には四世紀中葉～四世紀後半のものと思われる。出土遺物としてはS字状口縁台付甕、及び壺等が出土している。また中央部西よりから、石槨墓が一基検出された。この石槨墓は、FP軽石を含む層と石田川期の五号住居を掘り抜いて作られていることから、年代的には七世紀後半～八世紀初頭にかけて築造されたものと思われる。石槨墓としては形が小さく、再葬墓か、幼児の墓とも考えられる。その他に、四世紀前半～七世紀後半までとみられる溝状遺構が五条と、四世紀中葉と思われる土壙が一基検出された。

(二)奈良・平安時代　国分期の竪穴式住居が一二軒検出された。出土遺物では、土師器・須恵器である甕・坏と鉄製品等が出土した。中央部からは、八世紀後半～九世紀前半にかけての井戸跡を一基検出。その他、B軽石下に五条の溝状遺構が検出された。

（林）

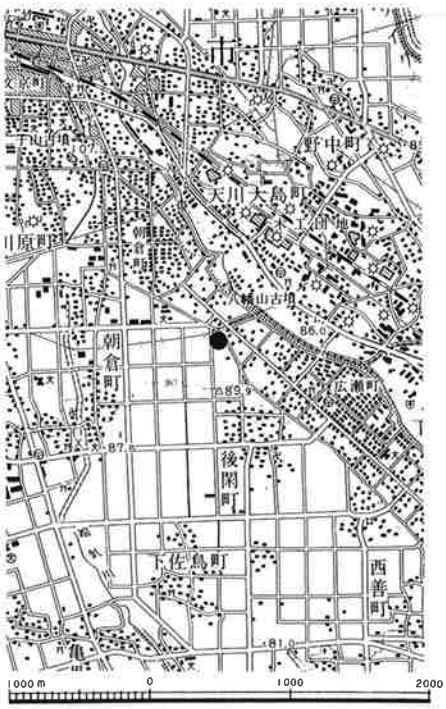

後閑団地遺跡位置図
（国土地理院、5万分の1、「前橋」を使用）

7　元総社明神遺跡（都市区画整理事業に伴う事前確認調査）

所在地　前橋市元総社町字屋敷三、六六二番地

調査期間　昭和五十七年九月二二日～一二月二五日

担当者　岸田治男・井野修二・前原　豊・木暮　誠

面積　約一〇、〇〇〇㎡

元総社明神遺跡は、榛名山の裾野がゆるやかな微傾斜をみせながら利根川へ落ちこもうとする前橋台地の縁辺、牛池川左岸の洪積台地上に立地している。また「倭名類聚鈔」「上野国神明帳」その他の研究から、本遺跡地周辺が上野国府跡地と推定されている。確認調査は主に道路予定地部分にトレンチを設定し、南から順に東西トレンチに算用数字・南北トレンチにアルファベットをつけてトレンチ名とした。現地形では遺跡地全体が北西から南東へ微傾斜をみせているが、ローム面はより急に南東方向へ深くなる傾向が見られる。

本遺跡地の調査は、元総社西部第三明神地区土地区画整理事業の一環として実施された。その結果、確認（一部発掘調査）された遺構・遺物の数量は左記の通りである。

一、遺構・遺物の数量

㈠確認遺構数

古墳時代　住居跡一五

平安時代　住居跡三〇　井戸八　溝一〇　土坑二〇　ピット五〇

中　世　墓坑一

㈡遺物量

縄文時代　石鏃二　石斧一

古墳時代　土師・須恵　パン箱　二〇

平安時代　土師・須恵・灰釉・緑釉・瓦・羽口・鉄滓・須恵製品等　パン箱　三〇

中　世　宋銭四枚（景徳元宝一〇〇四年　天聖元宝一〇三三年　治平元宝一〇六四年　他不明）

二、確認調査の概要

㈠古墳時代　古墳時代住居跡は、8・C・Gトレンチで計十五軒が確認された。該期の大部分の住居には重複が見られ、東西軸を長軸にもつ傾向にある。発掘調査したGトレンチは八軒の住居跡が検出されているが、一軒を除いて七軒が古墳時代住居跡である。それらの住居は一様にローム層を五〇㎝程掘りこみ、貼床を施し、鬼高期住居ではカマド・貯蔵穴・柱穴の位置等から、構築プランの存在がうかがえる。カマドは白色粘土を利用しているものと、地山を掘り残しの二種類があった。

㈡平安時代　平安時代住居跡は各トレンチで確認されている。分布の傾向をみるとDトレンチを境にして北と南の集落にわけられる。出土遺物からこれらの住居跡は、ほとんどが羽釜出現以降のものと考えられる。Aトレンチではピット四十余・土壙十を数えるが、幅二㎞強のトレンチの為ピット間の関係についてはつかめていない。Gトレンチの溝は、鬼高期住居を切り、かつ溝覆土の上に平安後期住居が営まれていたため、ある程度の年代の推定も可能である。主な遺物には、土師・須恵・羽口・瓦（丸瓦・平瓦）とかなりの量の灰釉陶器が出土している。特に緑釉片も一・八トレンチから検出された。

（岸田）

元総社明神遺跡位置図
（国土地理院、5万分の1、「前橋」を使用）

8　小神明（こじんめい）遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

所在地　前橋市小神明町富士塚下三五三ノ二他
勝沢町下田一〇〇六他

調査期間　昭和五十七年一一月一日～昭和五十八年一月二二日

担当者　前原照子・林喜久夫・鵜木晋一・松村親樹・町田信之

面積　約六、二〇〇㎡

赤城山南麓は、大小の河川による開析谷に挟まれた舌状台地が発達している。本遺跡は、小河川に挟まれ、比較的巾が広く、谷との比高の少い南西に傾斜した台地に位置している。調査区は、水田になっている低地を五〇〇m程の間隔で挟み、二か所に分かれ、西側をA・B区、東側をC・D区とした。A・B区は道路部分のみの調査で、A区は東西に、B区は南北に細長い。またA区はシルト質ローム層も一五cm程で地下水が湧出し、B区は、ローム層が薄く、地山の安山岩が露出し、両区とも遺跡の残存状態は悪かった。C・D区は、ローム層はしっかりしていたが耕作土が浅く攪乱が激しく、床面確認が困難だった。

本遺跡の調査は、小神明地区土地改良事業の一環として実施され、五年次計画の一年目である。その結果検出された遺構・遺物の数量は左記の通りである。

一、遺構・遺物の数量

(一)　遺構数

縄文時代　住居跡七　ピット四　埋設土器一
奈良時代　住居跡一　平安時代　住居跡二
鎌倉時代以降　環濠跡一　土壙一三　井戸一〇　掘立柱建物跡二
溝一一条　ピット群四か所

(二)　遺物量

縄文時代　土器・石器・自然遺物　パン箱六〇
奈良時代　土師器・須恵器　パン箱二
平安時代　土師器・須恵器　パン箱四
鎌倉時代以降　陶器破片・砥石・五輪塔火輪　パン箱一〇

三、調査の概要

(一)縄文時代　D・C区北側に集中。方形プランの竪穴住居二、円形プランの竪穴住居四、炉跡と見られる焼石、焼土周辺に柱穴が集中している状態から住居跡と思われる遺構一、後期初頭の土器が埋設された遺構等が確認された。なお、前期前半の土器片が一部に見られるが、大部分の土器片は、中期末から後期初頭のものと考えられ、C・D区全域に散布。またA区では、前期後半の土器片の散布がわずかに見られた。

(二)奈良時代　A区に一軒確認されたが、調査区域外に三分の二以上かかるので完掘できなかった。

(三)平安時代　A区・B区にそれぞれ一軒ずつ確認されたが、A区のものは、奈良時代のものと同様、完掘できなかった。

(四)　鎌倉時代以降、C区では、調査区南寄りに、一辺三〇m、三五mの方形の環濠。D区では、中央部に、菊皿を出土し墓壙と考えられる遺構一、作り出しのある竪穴住居の小形様土壙一二が集中して確認された。

（前原　照子）

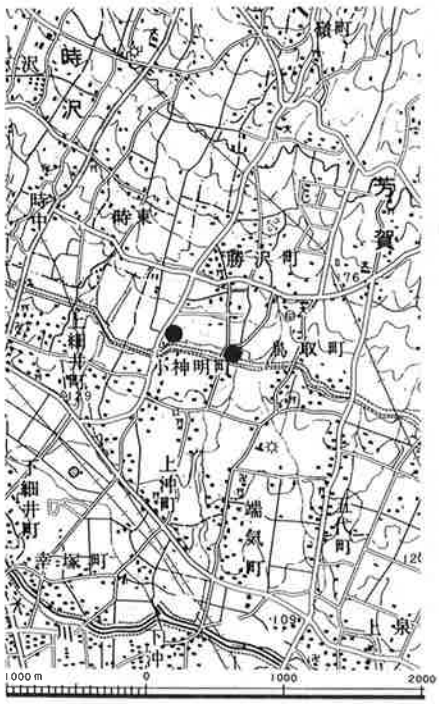

小神明遺跡群位置図
（国土地理院、5万分の1、「前橋」を使用）

9　歓禅順喜和尚経塚遺跡

一、所在地　前橋市紅雲町二丁目一三―六

この地は龍海院の所有地であり、現在は宅地となっている。

昭和二十年までは、龍海院の参道脇にあたり、松並木があった。西側二十メートルのところには、昭和一六年まで龍海院の総門と筋塀があり、南側約三十メートルのところには、明治の初期まで龍海院住職の隠居所があった。

二、調査年月日　昭和五十七年四月二三日

三、調査の概要

本遺跡は、居住者が庭を掘ったところ、深さ約一メートルのところから小石に文字が記されたものが多数出土し、市教委に連絡があったため、緊急に調査を実施した。

調査は、すでに露出していた経石類の回収と、納経主体部の検出、及び構築にあたっての層序関係の確認を中心に進められた。

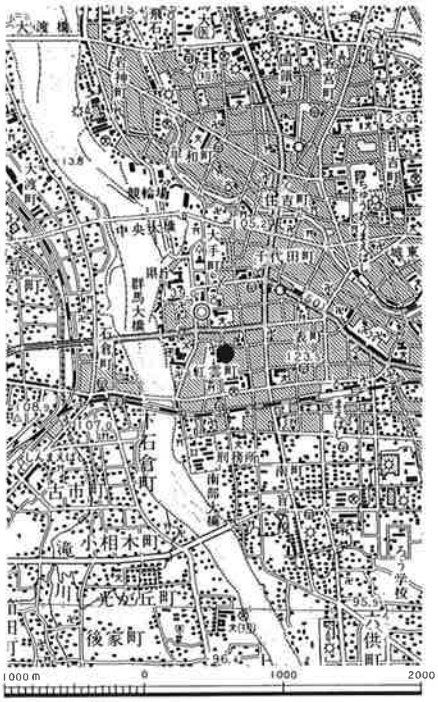

歓禅順喜和尚経塚遺跡位置図
（国土地理院、５万分の１、「前橋」を使用）

まずはじめに、経塚を断ち割るように東西に掘られている面を利用してトレンチを設定し、地層断面の観察と納経主体部との関係を確認した。その結果、経塚はすでに相当以前に破壊平夷され、経石が多量に出土する層（納経主体部）との比高は一メートル前後で、その面までかなり攪乱が進んでいることがわかった。

また、それに直交するように設けた断面から納経主体部の規模及び掘り込み面の検出を行った。

以上のような調査から、経石が納経されていた主体部は、現在の地表から一メートル前後の地点より掘込まれた二〇センチメートル程の深さを有する隅丸方形の土壙内で、灰褐色粘土の地山を掘り込んで構築されていた。その規模は確認されている面で一メートル六〇センチメートルの値を計ることができた。

経塚内の経石は、調査時には、すでに、そのほとんどが抜きとられていたが、発見者の話などを総合すると土壙中心部に大きい経石（一切経石）を置き、それを取り巻く形で多数の小石（一字一石経）が納経されていたようである。

遺跡と周辺地域　(1/7,500)

四、出土遺物

(一) 経石

出土した経石は、直径三～十センチメートルくらいの円形や楕円形の川原石である。

回収した経石のうち、判読可能なものは次の通りであった。

一字一石経　六、一六九個（梵字一個、不明字一四個を含む）
多字多石経　五四一個
合　計　六、七一〇個

イ　一字一石経

判読できたもののうち、現在知られていない不明文字（書き損じ、あるいは読み違いを含む）を除き、数量の多かった文字から経典の傾向を知ると次のようになる。なお、今回回収した経石はあくまで一部に過ぎない。また、全体比は判読できた六、一六九個の比率である。

経文	個数	全体比(%)	経文	個数	全体比(%)	経文	個数	全体比(%)
我	72	1.1	若	56	0.9	生	40	0.6
有	74	1.2	尊	57	0.9	億	41	0.7
得	76	1.2	為	59	1.0	以	41	0.7
道	77	1.2	世	59	1.0	皆	43	0.7
説	83	1.3	此	62	1.0	其	46	0.7
無	87	1.4	一	62	1.0	於	47	0.7
衆	90	1.4	大	63	1.0	者	48	0.8
是	117	1.9	法	67	1.1	如	50	0.8
諸	125	2	所	67	1.1	等	52	0.8
仏	187	3	不	68	1.1	人	52	0.8

ロ　多字石経

判読できた経石を文字の書き方によって類型化し、統計を取ると次のようになった。なお、左記の中には、文字が消えていて判読できない面をもっているものも含まれている。

類型	個数	比率(%)
A類（一面のみ多字で他の面は無字）	264	46
B類（一面が一字で他の面は多字）	56	10
C類（すべての面が多字）	153	28
D類（すべての面が一字）	84	16
合計	541	100

ハ　紀年及び人名を有する経石

出土した経石中、紀年銘や経経に関係する人名を記したものが確認されたので次にあげておく。

(二) 土器類

納経主体部周辺より若干の土師及び陶磁器片が出土した。いずれも小破片であったが、時期及び器形が推定できるものに次のようなものがあった。

○石田川式土器台付甕胴部の破片（古墳時代前期）
○　〃　〃　脚部の一部（　〃　）
○　〃　長胴甕の破片　（古墳時代中期）
○天目茶椀の破片（中近世）
○山茶椀の破片　（中近世）

なお、これらの破片を含むすべての土器類は、本経塚の構築と直接結びつくものではないと考えられる。

五、まとめ

(一) 埋納された経典について

一切経石の中に「南無妙法蓮華経」の経文が出ていることから、本経塚の経典は法華経ではないかと推定し、実際の経典と照合してみた。すると左記のような部分で付合することがわかった。

○妙法蓮華経隨喜功徳品第十八
　爾時彌勒菩薩摩□□□
（法華経巻第六隨喜功徳品第十八より）

○百千万億、阿僧祇却、修習是
　難得、阿耨多羅三藐三□□
（法華経巻第七嘱累品第二十二より）

○妙法蓮華経藥王菩薩□□□第二十三
○云何遊於、娑婆世界、世尊
（法華経巻七藥王菩薩本事品第二十三より）

○中滅忽□在地入地如水履
　水如地現□是等種種神□
　令其父王心□……
　□等□□是……
（法華経巻八妙荘厳王本事品第二十七より）

○佛法□□□……
　人與後□□……
　□□二子與四萬二千人俱
　一時共詣佛所□□……
　……却住一面□時
　彼佛為王説法□教利喜
　王大歡悦、□時妙荘厳王
　□□夫人解頸眞□□珞
　直百千以散佛上□虚……
（法華経巻八妙荘厳王本事品第二十七より）

○相白如珂月齒白齊密常有光明脣色赤好
　如頻婆菓爾時妙荘厳王讃歎仏如是等無量百千
　萬億功德已於如来前一心合掌復白仏言世方未尊
　首也如来之法具足□□不可思議微妙功德教戒所
　行安□快善我從今日不復自□□行不生□見憍
　□瞋恚諸悪之心説是語□□□而□佛告大衆於意
　云何妙荘厳王豈異人乎□華德菩薩是多浄德
　夫人今仏前光照荘厳相菩薩是哀愍妙荘王及諸
　眷属故於彼中生其二子者会藥王菩薩藥上菩薩
（右に同じ）

○爾時釈迦牟尼仏□□□善哉□□□□□□□
　今多所衆生安□利□□成就不可思議功德深大□
　□久遠来□□□□□□□□□而能作是
　□□之願守護□□□□□□□□□□□
　菩薩名者普賢若有受持読誦正憶念□□
　□□□□□□□知是人則見釈迦牟尼仏
　□□□□□□□□知是人供養……
　所覆如是人不復□□如楽□□□□□□
　手筆□□不喜□□□□
（法華経巻八普賢菩薩勧発品第二十八より）

(二) 龍海院について

この経塚は龍海院境内で発見されているため、龍海院との係わりも深いと思われる。そこで龍海院の成立と発展について記しておく。

寺号を「大珠山是字寺龍海院」と言い、徳川家康の祖父松平清康が享禄三年（一五三〇年）に建立し、模外惟俊和尚を開山とする寺院である。

由来によると、清康が「是」の字を握るという夢を見たので、不思議に思い、学僧らに尋ねたがわからず、岡崎郊外の大沢村龍溪院の模外和尚にお願いしたところ「是の字を分けると日・下・人となる。これを握るということは、将来必ず天下を取るということで、あなたか、その子孫が実現するであろう。」と占った。清康は喜び、模外和尚のために一寺を建立し、龍海院と命名した。しかし、自分には別の菩提寺があったため、家臣酒井与四郎（後の正親）に命じ酒井家の菩提寺とした。

清康の孫家康が天下を握るに至り、天正一八年（一五九〇年）酒井正親の子重忠は川越城主となり、龍海院を川越に移した。さらに慶長六年（一六〇一年）重忠が転封して前橋城主となったのに伴い、龍海院を前橋に移した。

前橋の龍海院は、当初岩神に建立されたが、正保四年（一六四七年）火災に遭い、万治元年（一六五八年）現在の地に再建された。

こうして、酒井氏は九代一四八年間前橋城主として前橋藩を支配し、寛延元年（一七四八年）姫路に転封した。しかし、龍海院はそのまま残し、菩提寺としてその後も酒井氏の墓が築かれ、合わせて十六代の藩主が葬られている。

龍海院は、酒井氏の庇護を受けていたため、代々の住職も高僧を拝し、多くの僧が修業していた。また、酒井氏に引導を渡した住職は隠居する慣わしで、かつては市内の源英寺や隆興寺は龍海院の隠居寺であった。さらに天和四年（一六八四年）の外曲輪絵図には、参道南に隠居所が記されている。

(三) 構築年代と人名について

この経塚は、四の(一)で記したように人名及び時代を断定できる経石が出土している。

「正徳三年　正月吉日」とあるように、一七一三年、つまり、江戸時代七代将軍家継の頃、前橋は酒井氏七代親愛の藩政の頃に構築されたものである。

また、「歓禅順喜和尚」は龍海院の過去帳によると

正徳二年壬丙年九月
歓禅順喜和尚　当會下亡僧
當山十五代之首座奥州産也

と記されており、龍海院十五代北岸嗷海和尚の下で修業していた僧であり、死亡する時には首座（しゅそ）の地位にあったことがわかる。

当時の龍海院は、二―三十人の修業僧がおり、首座とは、その中の首席にあたり、時には衆僧の導師となる者のことを言う。

六、結　び

本経塚は、歓禅順喜和尚が死亡した直後に、その追善供養のために、龍海院の修業僧らが、近くの利根川原の石を拾ってきて、法華経の経文を写経し、構築されたものと考えられる。

なお、龍海院には歓禅順喜和尚の墓はなく、過去帳に記されている以外のことは不明である。通常、和尚のために経塚を築くことは少なく、しかも、住職の隠居所のすぐ近くに位置することから、歓禅順喜和尚の死には特別な意味があり、そのために経塚が構築されたと考えられるが、資料がなく、それを解明することは不可能である。

最後に、本報告の作成にあたり、協力・指導助言下さった龍海院の成瀬慧安住職、釈迦尊寺の山崎奎一住職をはじめとする方々に紙面を借りて感謝申し上げる次第である。

（町田）

10 閑泉樋遺跡（立見建設によるマンション建設に伴う発掘調査）

所在地 前橋市元総社町二丁目七―五、七―十二

調査期間 昭和五十八年二月二五日～昭和五十八年三月十一日

担当者 前原　豊・鵜木晋一・町田信之

面積 一、二〇〇㎡

1 遺跡の位置と環境

本地域周辺は、律令時代（奈良～平安）から中世を通して主要遺跡が密集している。北に山王廃寺跡、西に国分二寺跡、南に推定国府域（中世の蒼海城跡もほぼ重複する地域）、総社神社や八日市場城跡、東には近い所から村山城跡、大友館跡、石倉の砦跡、そして王山古墳、蛇穴山古墳、宝塔山古墳、総社二子山古墳等が存在する。このように本遺跡の所在する元総社町周辺は群馬県の古代～中世史を語る場合での極めて重要な地域となっている。

また、区画整理事業に伴い範囲確認調査が実施されている元総社明神遺跡や、昭和三十六年から四十三年まで実施された国府域確認のための調査地も本遺跡に隣接しており、いずれからも多数の遺構や重要な遺物が発見されている。

本遺跡は、西に牛池川が南流する前橋台地上に立地し、標高一一七㍍を測る。前橋市の北西部にあたる清里地区で榛名火山東麓斜面と前橋台地が移行部を形成し、榛名山水系の八幡、牛池、染谷等の諸河川によって台地面を南東に開析され、細長い微高地を形成している。この微高地は、微地形的には多少の起伏をもっているがほとんど平坦な台地面を呈する。この牛池と八幡川に挟まれた微高地に立地している。

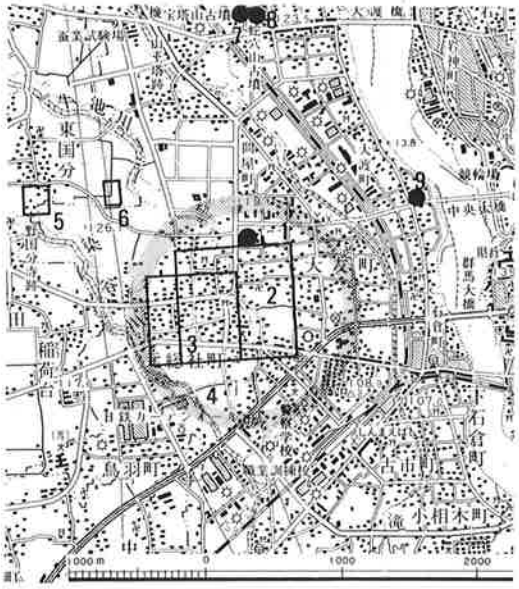

1	閑泉樋遺跡	2	国府推定地(金坂説)	3	国府推定地(松島説)
4	国府推定地域	5	国分僧寺	6	国分尼寺
7	宝塔山古墳	8	蛇穴山古墳	9	王山古墳

第1図　閑泉樋遺跡位置図（$\frac{1}{50000}$）

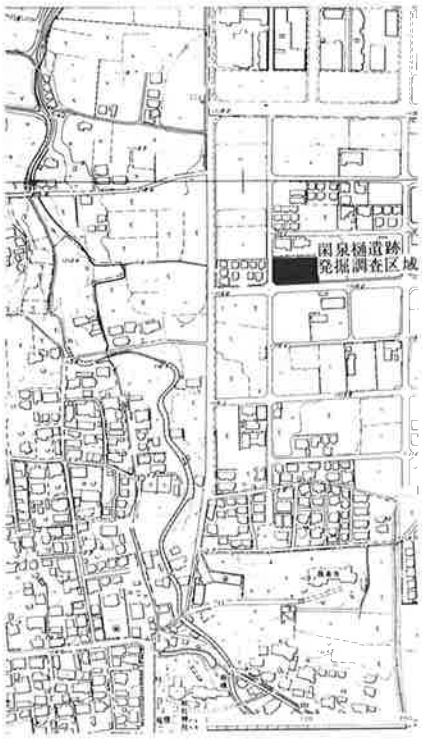

第2図　地形と発掘区域（$\frac{1}{7500}$）

2　調査経過

調査に至るまでの経過　昭和五十七年一二月一六日付前建指（発）により市建築部建築指導課から市教育委員会へ「埋蔵文化財の有無について」の協議書が提出された。市教育委員会は一二月一八日現地踏査を実施し、昭和五十七年一二月二二日内（収）の文面で「多量の土師器片の散布が認められ、地形的にも周辺遺跡と共通性を有し隣接する事から、遺跡地の可能性が極めて濃い」旨を回答した。その結果、工事主体者である立見建設株式会社と市教育委員会で協議に至り、遺跡の有無を明確にするため市教育委員会が試掘を実施する事となった。

試掘調査は二月一六日井野・前原、二名の職員が急遽派遣された。現地調査の結果、住居跡四軒・溝跡二条が確認された。試掘結果に基づいて、立見建設より**発掘調査**の依頼書と発掘調査担当職員の派遣依頼書が提出、受理し二月二五日より調査の運びとなった。費用については、立見建設負担により実施し、期間中、立見建設には協力をいただき、三月九日に全ての作業を完了した。

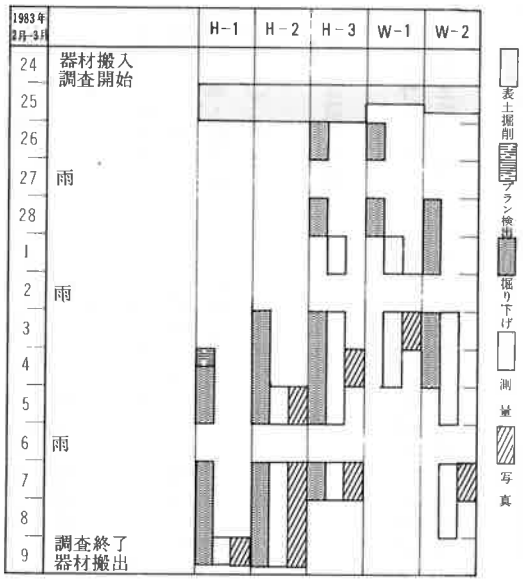

第3図　調　査　経　過

遺物整理は翌三月一〇日より三月三一日まで実施し報告の作成を行った。

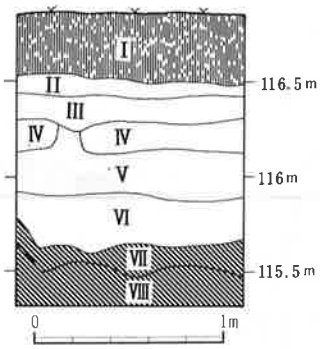

Ⅰ層　〔灰褐色土〕耕作土。A軽石が10%。
Ⅱ層　〔黒色土〕FPあるいはC軽石が30～40%入る。固く締っている。
Ⅲ層　〔黒色土〕パミスは5%程度と少ない。褐色土ブロックが入る。
Ⅳ層　〔褐色土〕小礫をわずかに混入する。
Ⅴ層　〔暗褐色土〕ローム粒子を65～70%と多量に含む。ローム・ブロックも見られる。
Ⅵ層　〔黒褐色土〕わずかに粘性を有し、シルト質である。パミスを含まない。
Ⅶ層　〔暗黄褐色土〕ローム漸移層。
Ⅷ層　〔黄褐色土〕上部ローム層。

第4図　土 層 断 面 図（1/40）

3　層　序

図示した層序は、試掘調査の時点にC―9グリッド内で作成したものである。B軽石は見られないがⅠ層中に降下したものと思われる。Ⅷ層は七〇cm堆積しており、下部には黄橙色の堅緻な砂質の硬化層が発達している。

4　遺構と遺物

調査による検出遺構の数は、古墳時代住居

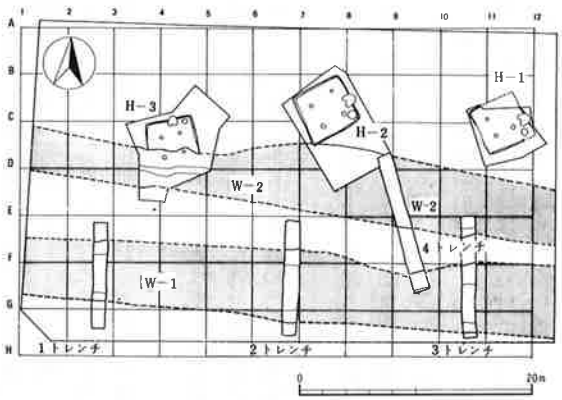

第5図　閑泉樋遺跡遺構分布図（1/600）

跡三軒、奈良・平安時代溝跡一条、中世溝跡一条である。以下順を追って概要を述べることとする。

一　一号住居跡（第6～8図、図版五）

遺構　本住居跡はB・C—10～12グリッドの全体層序第Ⅳ層で確認された。調査区の北東端に位置し、東側をわずかに攪乱を受けていた他は極めて遺存状態は良好であった。また北東部は立見建設現場事務所があったため調査ができなかった。平面は、南北四・二六m、東西四・三四mを測り、主軸をN—61°—Eにとる整美な方形プランである。確認面からの壁高は、東壁で最大四六cm、南西隅で最小二九cmを計測し、平均三六cmの深さである。覆土は六層に細分でき、2層に多量の軽石流を混じえる黒色土が見られた。

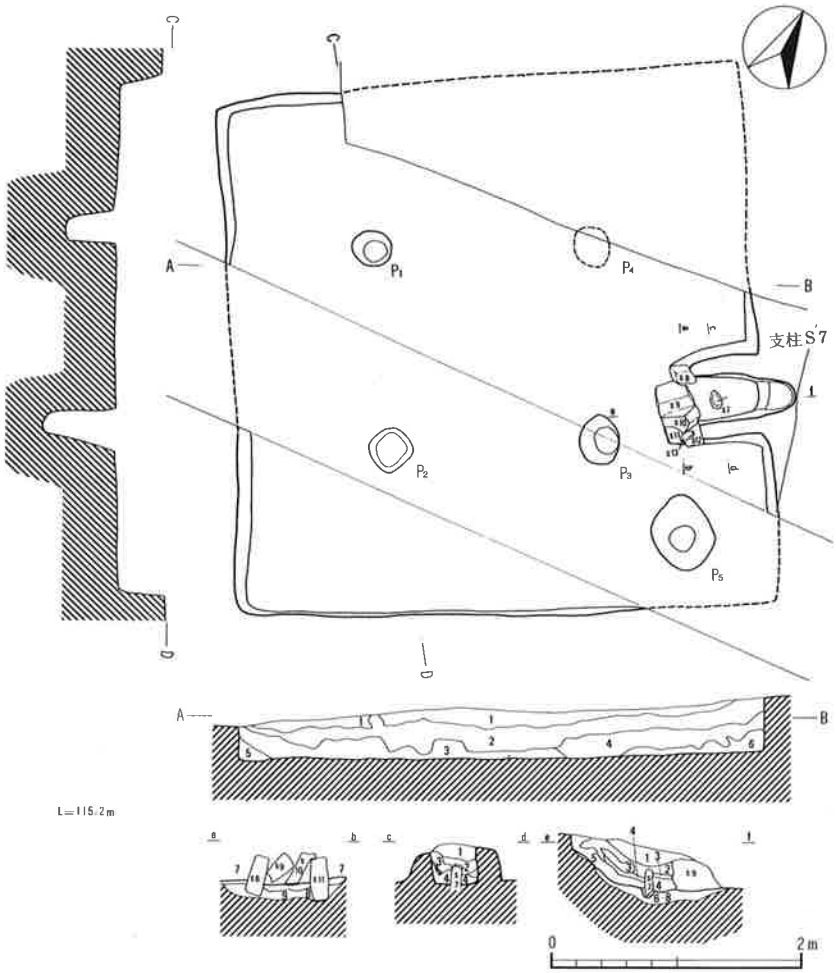

1層　〔褐色土〕軽石（φ3mm以下、FP？）を多く含む。粘性を有し、やや締っている。
2層　〔暗褐色土〕軽石（φ1cm以下、FP？）を多量に含み、また、ロームブロック（φ1～3cmぐらい）を少し含む。粘性ややあり。締っている。ブロック状に黒色の部分（軽石多し）あり。
3層　〔褐色土〕軽石（φ3mm以下、FP？）を少量含む。ロームブロック（φ5～20mmぐらい）を少量とローム粒を多量に含む。粘性はあまりない。締っていない。
4層　〔暗褐色土〕軽石（φ1cm以下、FP？）を多く含む（2層より少ない）。ロームブロックと焼土が少し混入。粘性あり（2層よりあり）。締りはややない。
5層　〔暗褐色土〕軽石（φ3mm以下、PF？）少量と、ロームブロック少量を含む。粘性は少なく、締りなし。
6層　〔暗灰褐色土〕軽石（φ3mm以下、FP？）を少量含み、砂を多く含む。粘性あり。締りはあまりない。

1号住居跡カマド

1層　〔黒褐色土層〕粒子は細かく締っている。粘性若干あり、CPらしきパミス φ0.3以下のものを3～5％含む。焼土粒子、ブロック、φ0.5cm以下のものをわずかに含む。
2層　〔褐色土層〕粒子は細かくあまり締っていない。粘性あり。パミスと、焼土粒子がわずかに入る。
3層　〔赤褐色土層〕純焼土層、わずかに灰層。
4層　〔灰黒土層〕純灰層。焼土ブロック φ5mm以下、ラミナ状に入る。
5層　〔赤褐色土層〕純焼土層。

第6図　1　号　住　居　跡（1/60）

床面の構築層位は全体層序第Ⅵ層上面でありローム面までは達していなかった。黒色土で全体に亘って貼床が施されており、その厚さは四～五cmを測る。床面の堅緻な所は、カマドの前面と貯蔵穴の周辺が特に著しかった。柱穴は三個検出されたが、四本柱と考えられる。P_1～P_3の径は三五cm前後を測り、深さは四一、五八、四八・五cmである。各柱穴間の距離はP_1～P_2間が一・六m、P_2～P_3間一・七mとほぼ平均に穿たれている。またP_3内から第7図7の壺が倒立した状態で出土した。

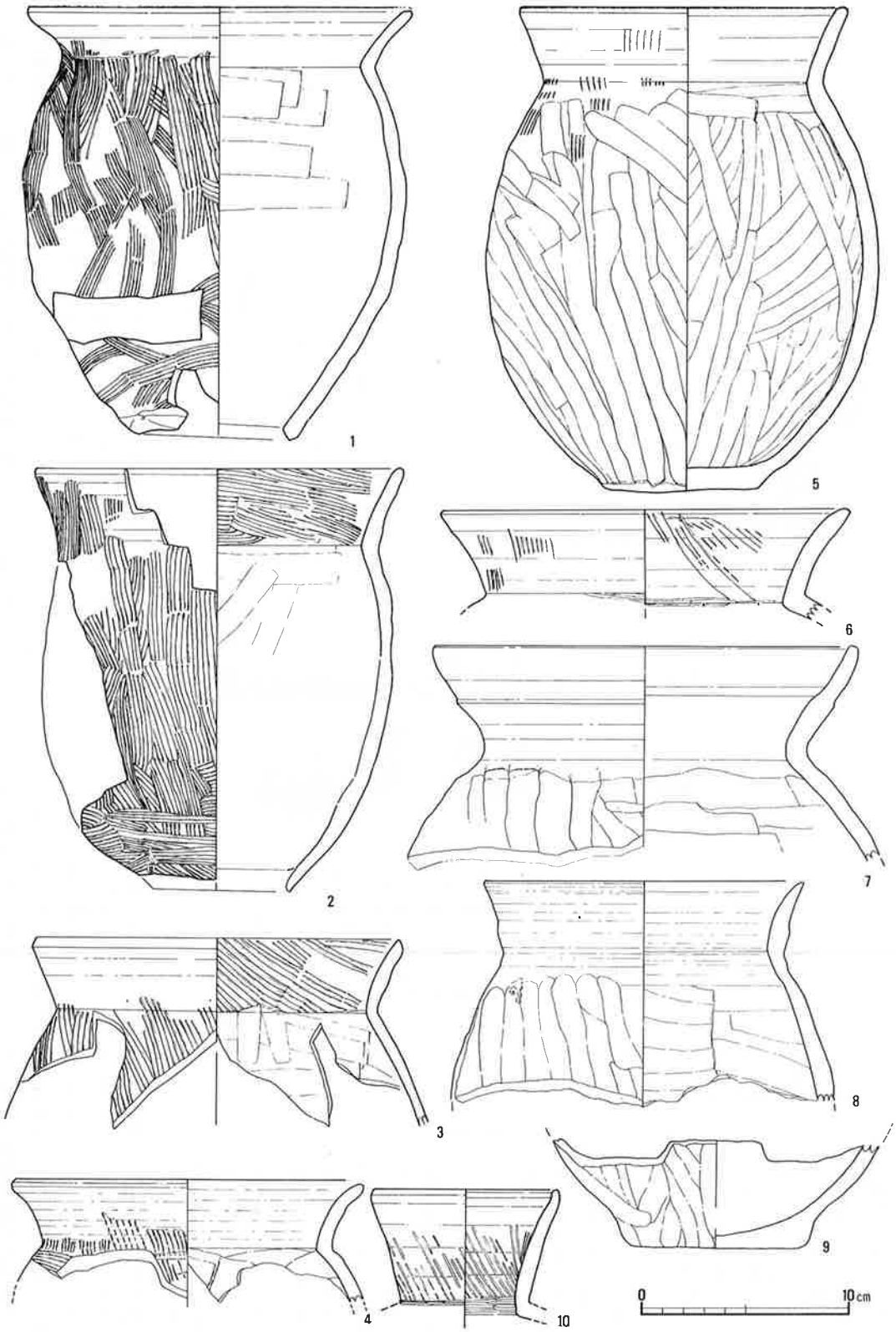

第7図　1 号 住 居 跡 出 土 土 器 (1/3)

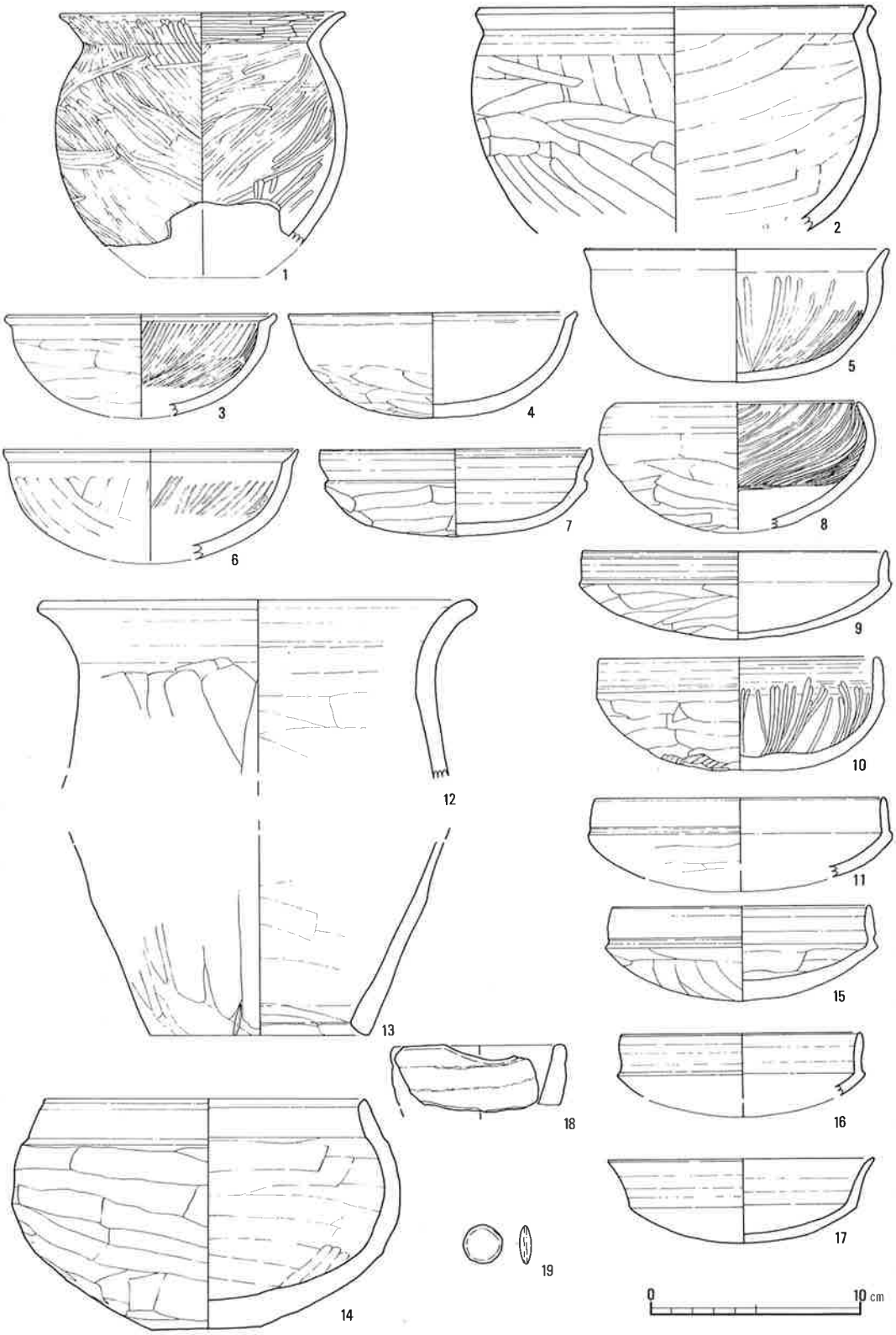

第８図　住居跡出土遺物（1/3）　1〜8・1号住、7〜11・2号住、12〜19・3号住出土

第1表　1号住居跡出土土器観察表

挿図番号	器種	法量	器形の特徴	整形（外面）	整形（内面）	備考
7—1	甑	18.6 7.4 20.6	口辺が外傾する。	口辺ヨコナデ、胴上縦のハケメ、胴下横のハケメ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラナデ。	登録番号17～21・53・72・87・95・96・99・101・102・104・112・114・117～119、完形、色調・浅黄橙色7.5YR8/6。
7—2	甑	17.8 6.5 20.2	口辺がゆるく外傾する。	口辺ヨコナデ、胴上縦のハケメ、胴下横のハケメ。	口辺横のハケメ、胴ハケメの後ナデ。	登録番号23・29・40・46・63・87、2/3現存、色調・浅黄橙色7.5YR8/4。
7—3	甕	17.5 — (9.2)	口唇は内傾する。	口辺ヨコナデ、胴縦のハケメ。	口辺横のハケメ、胴ヘラナデ。	登録番号63、口辺1/2現存、色調・浅黄橙色7.5YR8/4。
7—4	甕	16.9 — (5.7)	口辺はゆるく外反する。	口辺ヨコナデ、胴ハケメ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラナデ。	登録番号58・59・61・62、口辺部現存、色調・浅黄色2.5Y7/3。
7—5	甕	15.7 7.5 23.2	口辺が外傾する。	口辺ヨコナデ、胴粗雑なハケメ。	口辺ヨコナデ、胴粗雑なハケメ。	登録番号1・71、1/2現存、色調・橙色5YR7/6。
7—6	壺	19.6 — (6.3)	口辺が外反し肩部が張る。	口辺ハケメの後ヘラミガキ、胴ヘラミガキ。	口辺ハケメの後ヘラミガキ、胴ヘラナデ。	登録番号フク土、口辺部1/4現存、色調・明赤褐色5YR5/8。
7—7	壺	20.3 — (10.8)	口辺に段を有する。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラナデ。	登録番号121、口辺部現存、P_3内出土、色調・にぶい黄橙色10YR7/4。
7—8	甕	15.3 — (10.8)	口辺は緩く外反する。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラナデ。	登録番号23・32・39・89、口辺部2/3現存、色調・黄色2.5Y8/6。
7—9	壺	— (5.2) 8.2	底の作りは端精である。	胴ナデの後ヘラミガキ、底ヘラナデ。	底ヘラナデ。	登録番号55、底部残存、色調・橙色5YR7/8。
7—10	坩	9.0 — 6.0	口辺は外傾し、口縁がやや垂直気味になる。	口辺ヨコナデの後暗文。	口辺ヨコナデの後暗文。	登録番号5、口辺部1/3残存、色調・明赤褐色2.5YR5/8。
8—1	小甕	13.8 — (11.2)	口辺が外反する。	口辺ヨコナデ後ヘラミガキ、胴ヘラケズリの後斜めのヘラミガキ。	口辺ヨコナデの後ヘラミガキ、胴ヘラナデの後斜めのヘラミガキ。	登録番号62・68・125、1/2残存、色調・橙色2.5YR6/8。
8—2	椀	18.7 — (10.8)	内斜口辺を呈する。	口辺ヨコナデ、胴ヘナケズリ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラナデ。	登録番号52、1/3残存、色調・明赤褐色2.5YR5/8。
8—3	坏	13 — 5	内斜口辺。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、胴暗文。	登録番号126、1/3残存、色調・極暗赤褐色5YR2/3。
8—4	坏	13.7 — 5	内斜口辺。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリの後ナデ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラミガキ（暗文）。	登録番号9・15、1/4残存、色調・橙色2.5YR6/8。
8—5	坏	14.6 — 6.5	内斜口辺。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリのナ後デ。	口辺ミガキ、胴ナデの後暗文。	登録番号60・62、1/2残存、色調・橙色2.5YR6/8。

挿図番号	器種	法量	器形の特徴	整形（外面）	整形（内面）	備考
8－6	坏	14.0 — 5.4	内斜口辺。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリの後ナデ。	口辺ミガキ、胴暗文。	登録番号63、1/4残存、色・調橙色2.5YR6/8。
8－7	坏	12.9 — 4.2	口辺はゆるく弧状を呈し外反し外稜を有する。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラナデ。	登録番号1、1/2残存、色調・明赤褐色2.5YR5/8。
8－8	坏	11.6 — 6.2	素縁口辺。	口辺部ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺から胴暗文。	登録番号70、完形、色調・橙色2.5YR6/8。

(1) 法量は口径・底径・高さの順で記載、（　）は現存値、—は計測不能を示す。

Pは貯蔵穴であり、円形を呈し六一×五〇cm、深さ七五・五cmで内部より土器片が三〇片以上出土した。

カマドは東壁の中心からやや南側へずれ、N—60°—Eを向く。全長一一二cm、幅八四cm、焚口部長三〇cm、燃焼部長三八cm、煙道部長三〇cm、それぞれの幅は三〇cm、四八cm、三〇cmの規模で、煙道部は壁外に二六cm張り出し、約四〇度で立ち上がる。1層から5層が覆土で、煙道部に厚さ一〇cmで焼土が充塡していた。カマド内壁はU字形を呈し、ほぼ平坦な火床面が見られた。支柱は、焚口より四〇cmの位置に設置されていた。砂質凝灰岩製で金属製工具によって長さ一八cm、幅八cm、厚さ六cmの三角柱状に平坦な整形が見られる。また袖部も同質の石材が用いられ、右袖は11・12が併置されていた。それぞれ、長さ三〇cm・幅一五cm・厚さ十二cmである。左袖に用いられた8も同様の法量を有し、それぞれ工具によって平坦に作出された四角柱を呈していた。更に構架材も加工された同質の石材を用いられ、二つに割れた状態で出土した。復原すると、長さ五五cm・幅二五cm・厚さ二〇cmの四角柱である。堀り方は燃焼部分が一番深く火床面より一〇cm程堀り込んであった。

遺物の出土状態　遺物は平面位置を記録したものが一三一点であり、その平面分布は、カマドと貯蔵穴の位置する南東隅に著しく集中していた。細かく見るとカマド南側に集中するものと南壁中央から東に集中する二ヶ所のまとまりに分けられ、それぞれAとBと略称する。垂直分布は床面上から十cm内外にまとまっている。個体別に追うと甑1はAに中心があるが、Bからも2片出土している。甑2はBに分布するがAに1片見られる。3の甕はB、4、5はAから出土している。7の壺はP_3内より倒立して出土している。甕8はAから2片Bから2片出土している。小甕1はA、椀2はB、坏は3、4、5、8がAより、6がB、7が住居中央に見られた。このようにAとBの平面的集合が存在するが、それぞれの土器のあり方から両者の分布に差異は認められなかった。

遺物　出土遺物は一三一点の土師器片が記録をされ、若干の覆土が含まれる。復原された個体は図上復原を含めて甑2、甕5、壺2、坩1、小甕1、椀1、坏6を数える。甑は胴上に最大径を有し底部がすぼまり、ハケメが見られる。甕は胴中位に最大径を有し四対一でハケメを有する。坏は内斜口縁のものが5個体出土している。これらの遺物は以上の特徴から鬼高Ⅰ式に含まれ、六世紀初頭に位置づけられよう。

二、二号住居跡（第8・9図、図版五）

遺構　本住居跡はB・C—6～8グリッドの全体層序Ⅲ層で検出された。検出された三軒の中央に位置し、南西隅の上面をわずかに二号溝に切られているだけで、ほぼ完全な形で良好な遺存状態の焼失住居である。

平面規模は南北四・四六m、東西四・九二mであり主軸をN—57°—Eにとるやや南西コーナーが張る歪んだ方形プランである。確認面からの壁高は、平均して四八cmと深い。覆土は四層に細分でき3層から多量の焼土が検出された。焼土は壁際に厚く堆積し、上面には灰層が認められた。平面分布は図示したが北西半分に比較的集中していた。焼土とも

10点の炭化材が床面上に見られ、C_1が最も遺存しており長さ三〇cm、径九cmの丸太であり、この周近に集中が見られた。床面は全体層序第Ⅵ層上面に構築されローム面まで達していない。床面は厚さ五cmで貼床が施工されている。施工土は黒褐色土とローム土を用いており、ローム土の用い方は少ない。床面堅緻箇所は南東部であり、それ以外は概ね軟質であった。主柱穴は四個存在し、径三五cm、深さ四八cm前後を測る。各柱穴間の距離はP_1～P_2間二m、P_2～P_3間二m、P_3～P_4間二・二m、P_4～P_1間二・二mとやや歪んで穿たれる。P_5は貯蔵穴であり、径五三×五〇cm深さ六一cmの規模である。覆土の中に焼土はほとんど認められなかった。

カマドは東壁中心よりやや南へ付設され、N—60°—Eの主軸を示す。全長一〇八cm、幅一〇九cm、焚口部長二四cm、燃焼部長五六cm、煙道部長二六cmで幅は、三八cm、四〇cm、三二cmを測り壁外に三九cm張り出し煙道は約六〇度で立ち上がる。カマド内には焼土が多量に見られ、ほぼ床面と同じ高さで火床が構築されていた。支柱は出土しなかったが、燃焼部に痕跡が検出された。それによれば、焚口より四〇cmの所である。一号住居と同様に両袖、構架材に砂質凝灰岩の切石が

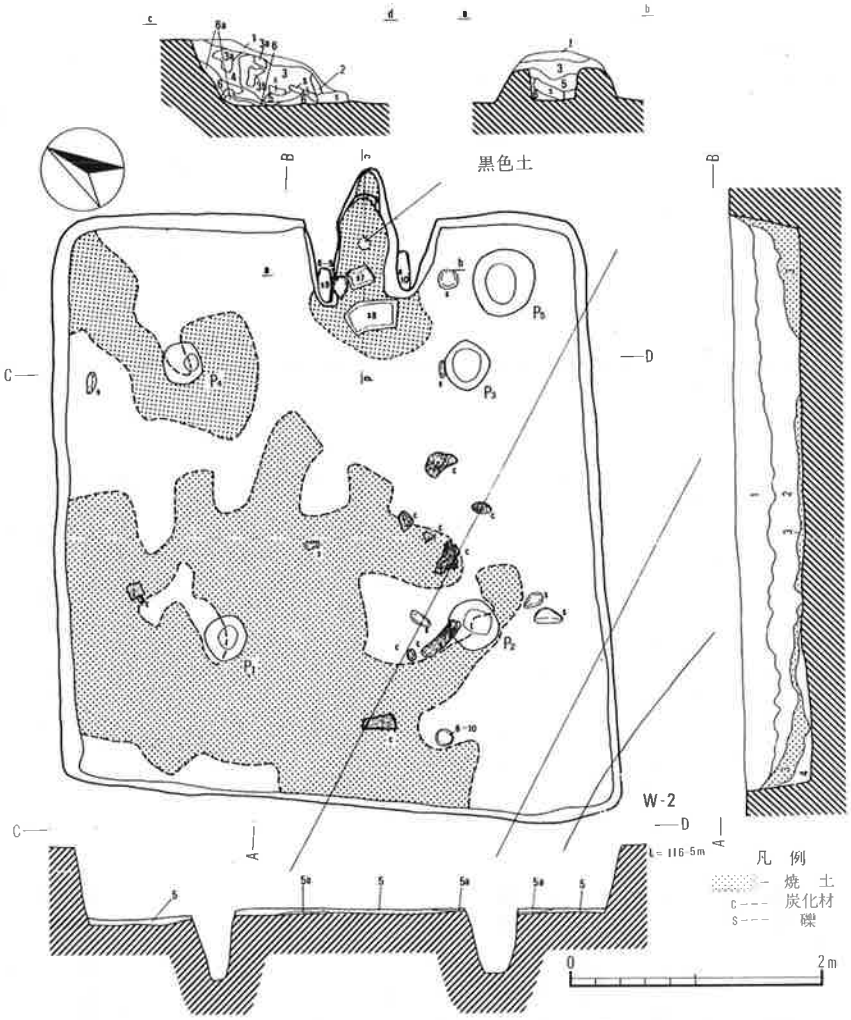

1層　〔褐色土〕多量の軽石（FP？）を含む。少量のロームブロックあり。締りを有し粘性を若干持つ。
2層　〔褐色土〕多量の軽石あり。少量のロームブロック、炭化物、焼土粒を含有し、やや粘性を有する。
3層　〔赤褐色土〕焼土。少量の軽石、炭化物あり。締ってなく、ボロボロと崩れる。
4層　〔褐色土〕少量の軽石、ロームブロック、焼土粒を含み締りはない。

貼床下
1層　〔黒褐色土〕非常にしまった細密土で、黄褐色ロームブロックφ5cm大を多量に混入する。CPと思われるものを含む。
2層　〔暗褐色土〕CP、ロームブロック、焼土粒子を混入する。比較的締りを有する。
3層　〔ローム漸移層〕
4層　〔ハードローム層〕
A層　〔赤褐色土〕φ1cm大の炭化物、CP、灰褐色灰ブロック及び黒色土ブロック（5mm大）を混入する。
B層　〔黄褐色土〕焼土粒、灰褐色灰粒子、黒色土ブロック（φ5mm大）を混入する。非常に固く締っている。

2号住居跡カマド
1層　〔褐色土層〕粒子はやや粗く、パミスを5～7%含む。若干焼土粒子が入る。やや粘性あり。比較的しまっている。
2層　〔黄灰白色土層〕粒子は細かく粘性あり。焼土粒子がやや入る。比較的しまっている。
3層　〔褐色土層〕粒子はやや細かい。パミス、焼土を7～10%含む。
3a層　〔黒褐色土層〕粒子は細かく、しまっている。粘性若干有す。パミスφ0.5～0.3cmを5～7%含む（CP？）焼土粒子をわずかに含む。
3b層　〔黒褐色土層〕粒子は細かく、しまっている。粘性若干有す。パミスを1～2%含む。φ1～0.5cm大の焼土ブロックを5～7%含む。
4層　〔焼土層〕若干3層を有するが、ほとんど純焼土層。
5層　〔褐色土層〕粒子は細かく、粘性かなりあり。焼土ブロック10～20%を含む。しまりあり。
6層　〔灰黒色土層〕ラミナ状を呈する。焼土ブロックを7～10%含む。

第9図　2号住居跡（1/60）

第2表　2号住居跡出土土器観察表

挿図番号	器種	法量	器形の特徴	整形（外面）	整形（内面）	備考
8—9	坏	14.5 — 4.2	口辺は垂直に立ち外稜を有する。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、胴ナデ。	登録番号6、完形、色調・橙色2.5YR6/8。
8—10	坏	13.4 — 5.4	口辺はわずかに内傾する。	口辺ヨコナデ、胴ハケメ・ヘラケズリの後ナデ。	口辺ヨコナデ、胴暗文	登録番号1、完形、色調・橙色7.5YR7/6。
8—11	坏	14 — 4.5	口辺は内傾し外稜を有する。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ。	登録番号フク土、1/4残存、色調・橙色2.5YR6/8。

用いられていた。右袖は長さ三八cm、幅十六cm、厚さ一一cm、左袖には長さ四三cm、幅一八cm、厚さ一一cmの加工された四角柱の用材が先端に埋め込まれていた。構架材は二つに割れており、復原すれば長さ五六cm、幅二〇cm、厚さ一一cmの四角柱である。掘り方は、燃焼部分が一番深く火床面より一〇cmほど掘り下げて構築している。

遺物の出土状態　遺物は主なものとして坏二点と礫七点、炭化材一〇点である。坏9はカマド左袖にもたれかかって出土し、坏10は南西部の床面上から直立して出土している。その他、少破片が二〇数片出土したが接合も見ない。

遺物　坏9は須恵の模倣坏であり明瞭に外稜を有する。口辺は直立し、器高も浅い。坏10は底に木端状の工具痕が見られ、内面に暗文が施される。形態は9と異なり外稜が明白でない。以上から鬼高Ⅰ式の範疇に含まれ、六世紀中葉に位置づけられよう。

三　三号住居跡（第8図、図版五）

三号住居跡はB・C—3～4グリッドの全体層序第Ⅳ層で確認された。調査区の西に位置し、南側半分は二号溝跡に切られている。またカマド部は新しい攪乱を受けていた。平面形は、重複を受けていたが柱穴の配置から方形と断定できる。規模は東西四・一九m、主軸はN—13°—Eを指す。確認面からの壁高は、平均一四cmで他と比べて浅い。覆土は二層に細分できた。床面の構築層位は全体層序の第Ⅶ層上面のローム層である。床面は地床であり、ほぼ平坦であり、カマド周辺が固く踏みしめられていた。柱穴は四個検出され

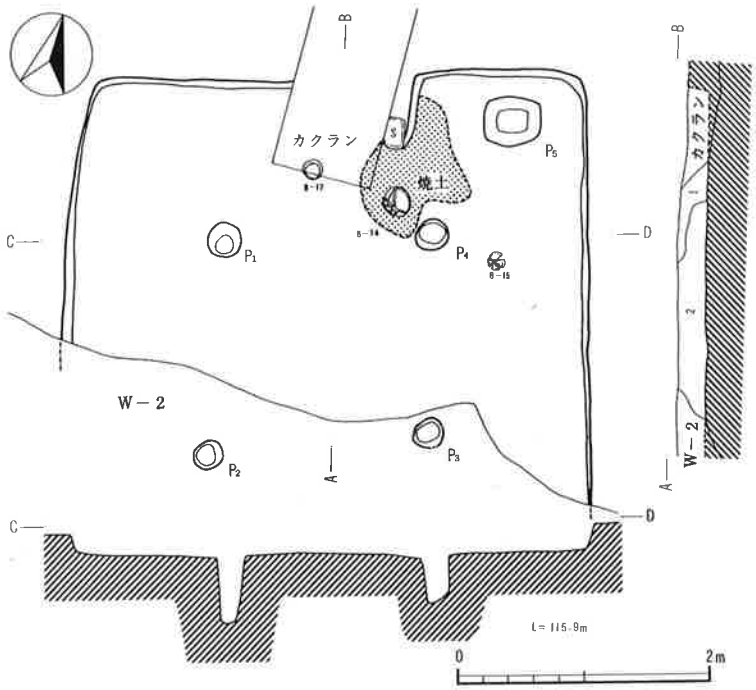

1層　〔黒褐色土〕粒径1～5mm大の軽石を多量に含む。ローム粒を少量含む。
2層　〔黒褐色土〕軽石を多量に含み、ローム粒を若干、粘土ブロックを含む。

第10図　3号住居跡（1/60）

第3表　3号住居跡出土土器観察表

挿図番号	器種	法量	器形の特徴	整形（外面）	整形（内面）	備考
8—12	甑	20.6 — (8.5)	口辺が外反する。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、胴ヘラナデ。	登録番号12、口辺1/5残存、色調・浅黄橙色10YR8/4。
8—13	甑	— 10.4 (9.1)	直線的になる。	胴ヘラケズリ。	胴ヘラナデ。	登録番号5、胴下1/4残存、色調・浅黄色2.5Y7/4。
8—14	椀	15.5 5.2 10.9	口辺が内傾し外稜を有する。	口辺ヨコナデ、胴ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、胴ナデ。	登録番号1、ほぼ完形、色調・橙色7.5YR6/8。
8—15	坏	12.3 — 4.5	口辺が内傾し外稜を有する。	口辺ヨコナデ、底ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、底ヘラナデ。	登録番号2、ほぼ完形、色調・にぶい橙色7.5YR7/4。
8—16	坏	11.5 — —	口辺がやや垂直気味に立ち外稜を有する。	口辺ヨコナデ、底ヘラケズリ。	口辺部ヨコナデ、底ヘラナデ。	登録番号6、口辺1/6残存、色調・明黄褐色10YR7/6。
8—17	坏	12.6 — 4.0	口辺が外反し、外稜を有する。	口辺ヨコナデ底ヘラケズリ。	口辺ヨコナデ、底ヘラナデ。	登録番号23、完形、色調・橙色3.75YR7/8。
8—18	小鉢	8.0 — (3.1)	外傾しながら立ち上がり、外面に輪積痕を残す。	輪積痕を残し、片口状になる。指ナデ。	指ナデ。	登録番号22、口辺1/3現存、色調・にぶい黄橙色10YR6/4。
8—19	土製円板	径 1.8 厚さ 0.5	土製品、ナデによって仕上げられる。	—	—	登録番号フク土、完形、色調・橙色5YR6/6。

(1)　法量は口径・底径・高さの順で記載、（　）は現存値、—は計測不能を示す。

径二五cm、深さ三五cm平均を測る。柱穴間の距離は一・七m前後に設定されている。P_5は貯蔵穴であり、横長の長方形を呈し東西四六cm、南北三九cm、深さ三八cmを測る。

カマドは主要部分が攪乱によって壊されているため、不明な部分が多いが、わずかに残された右袖は六〇cmの長さを有し、先端に砂質凝灰岩の切石を用いている。

遺物の出土状態

坏15・17と椀14はカマド周辺の床面上から出土している。遺物の出土点数は二三点と分布もほぼカマド周辺にまとまっている。

遺物　坏15は外稜を明確に有し、口辺が内傾して立ち上がる。坏17は、有稜坏で口辺は外反をする。16は破片実測であり、明白に外稜を有しやや内傾する口辺を有する坏である。椀14も口辺が内傾し、肥厚した底部はヘラケズリによって平底に整形される。甑12・13とも破片実測であるが胴が直線気味に伸びる形態をとる。18の鉢は外側に輪積痕を残している。19の土製品は丁寧に仕上げられ焼成も良好である。以上の属性から鬼高Ⅱ式の様相を帯び、六世紀後半に位置づけられる。

四　一号溝跡（第11～13図、図版六）

調査区の南側をN—89°—Wの方向性をもって東西に走行し調査区域外に延長する。1～3トレンチの概要を追ってみたい。1トレンチは2グリッド内に長さ九m幅一・二mで設定し、確認面での溝上幅五m、下幅三・二m、深さ一・二mを測る。東壁土層断面図で見ると上幅は六・五mを計測し上部はA軽石層によって攪乱を受けている。溝の断面形は逆台形を呈し南側は56°で直線的に立ち上がるが、北側の立ち上がりは凹凸を有する。2トレンチは、ほぼ7ラインに沿って設定した。確認面での溝上幅六・二m、下幅四m、深さ一・二mであり、東壁セクションにおいて上幅七m、深さ二mを測

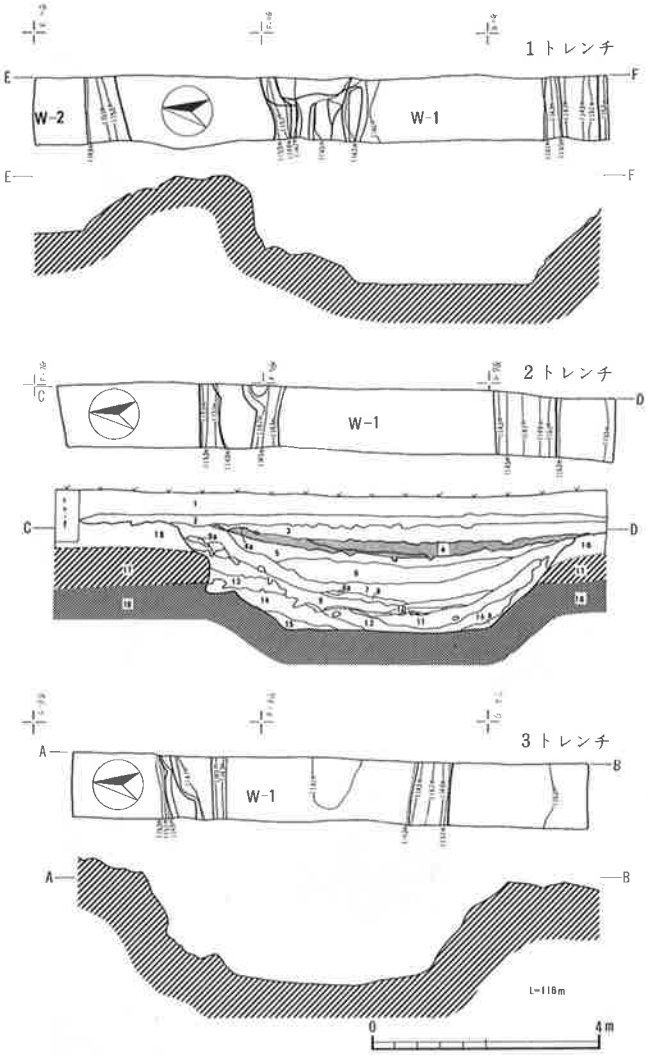

第11図　1～3トレンチにおける1号溝跡（1/120）

1層　〔10YR4/6、褐色〕耕作土層。
2層　〔10YR4/2、灰黄褐色〕粒子はやや粗く、わずかに粘性を有し固く締っている。φ0.2～3㎜大のA軽石が10～15％入る。かつての水田土である。
3層　〔7.5YR4/4、褐色〕粒子は粗く粘性が弱く、締っているが、軽石のためにボソボソとしている。φ0.5～1.5㎜大のB軽石を40～50％含む。鉄分の凝集が顕著。
4層　〔10YR3/2、黒褐色〕粒子は粗く粘性なく、締っておらずボソボソとしている。腐触化したB軽石である。B軽石はφ1～1.5㎜大と均一である。
4a層　〔5YR2/3、暗赤褐色・10YR3/1、黒褐色・2.5Y7/6、明黄褐色・10Y4/1、灰色〕B軽石の純層。軽石は0.5～1.5㎜と粒径も均一であり上位に〝ピンク火山灰〟下位に〝青灰色火山灰〟をラミナ状に含む。
5層　〔7.5YR3/2、黒褐色〕粒子は細密で、粘性を有する。やや締っており、炭化物粒φ2～5㎜大を5％未満有する。粒径1～5㎜大のパミスが7～10％入る。

6層　〔10YR3/3、暗褐色〕粒子は細密で粘性を有する。やや締っており、炭化物粒φ2～5㎜大を5％未満含む。ローム粒子は7～10％含まれる。パミスはφ3～5㎜大が多く10～15％入る。
7層　〔7.5YR4/3、褐色〕粒子は細密で粘性を有する。やや締っており、炭化物粒は2％未満含まれる。ローム粒・ブロック（φ5㎜・30～50㎜大）は北に行くにつれ増加し7～10％入り、少ないところで5％程度である。

8層　〔10YR5/8、黄褐色〕粒子は細密でやや粘性を有する。ローム土の流入層である。ローム粒が50～60％を占める。パミスは5％未満と少ない。炭化物粒は認められない。
8a層　大局的には8層と同一層であるが、亜層としたのは、ロームブロック（φ1㎝大）が20～30％占めるためである。

9層　〔10YR3/2、黒褐色〕粒子は微密でややシルト気味である。ローム粒の流入は上位のみみられ、5～7％程度である。軽石粒もほとんどなく、わずか数％存在する。粘性を有し引き締る。
9a層　〔7.5YR3/2、黒褐色〕粒子は細密であり、粘性を有する。亜層としたのは、ローム粒、ロームブロックを含むことや、CPかFPの軽石粒φ2～5㎜を10～15％含むためである。
9b層　〔7.5YR3/2、黒褐色〕大局的には9aと同一であるが、ロームブロックを含んでいない。

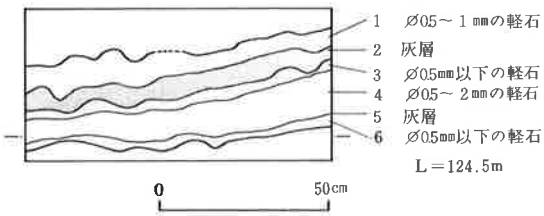

第12図　B軽石層の細部（1/20）

10層　〔5YR5/6、黄褐色〕炭化物層と挑土層に分かれる。上部に炭化物がラミナ状に入る。炭化物層の中より獣骨片が出土している。
11層　粒子は微密で、粘土質化しており、極めて粘性を有する。軽石はCP又はFPの二次堆積と思われるが、φ5㎜以下のローム粒子を5～7％含む。やや固く締っている。
12層　〔10YR3/3、暗褐色〕粒子は細密であり、粘性を有する。固く締っている。パミスはφ3㎜大が5～7％入る。CP又はFPの二次堆積。
13層　〔7.5YR3/2、黒褐色〕粒子は微密で粘土化している。固く締っており、極めて強い粘性を有する。軽石粒はほとんど入らない。φ0.1～0.5㎜大のローム粒子が数％入る。
14層　〔10YR6/8、明黄褐色〕ローム流入土、砂質化したローム層が北から多量に流れ込んでおり、17層と対比できる。粒子は砂質で、数％の黒色土をブロック状に含む。粘性はなく、やや締っている。

15層　〔2.5Y5/4、にぶい黄褐色〕粒子は細密で粘性を有し、軽石はほとんど入らない、また、ローム粒子が数％入っている。締っている。
16層　〔10YR4/4、褐色〕粒子は細密であって粘性を有する。地山土により形成され、軽石は入っておらず、下部に行くとローム漸移層となる。
17層　〔2.5Y6/8、明黄褐色〕ローム地山により形成されており、軽石は見られない。粒子は微密で粘性あり。締っている。
18層　〔2.5Y6/4、にぶい黄橙色〕ロームがコーティグを受けた感じから、極度に固い層となった砂質の硬化層である。坑の底面から安山岩質のφ10～20㎝大の円礫が10数個検出されている。

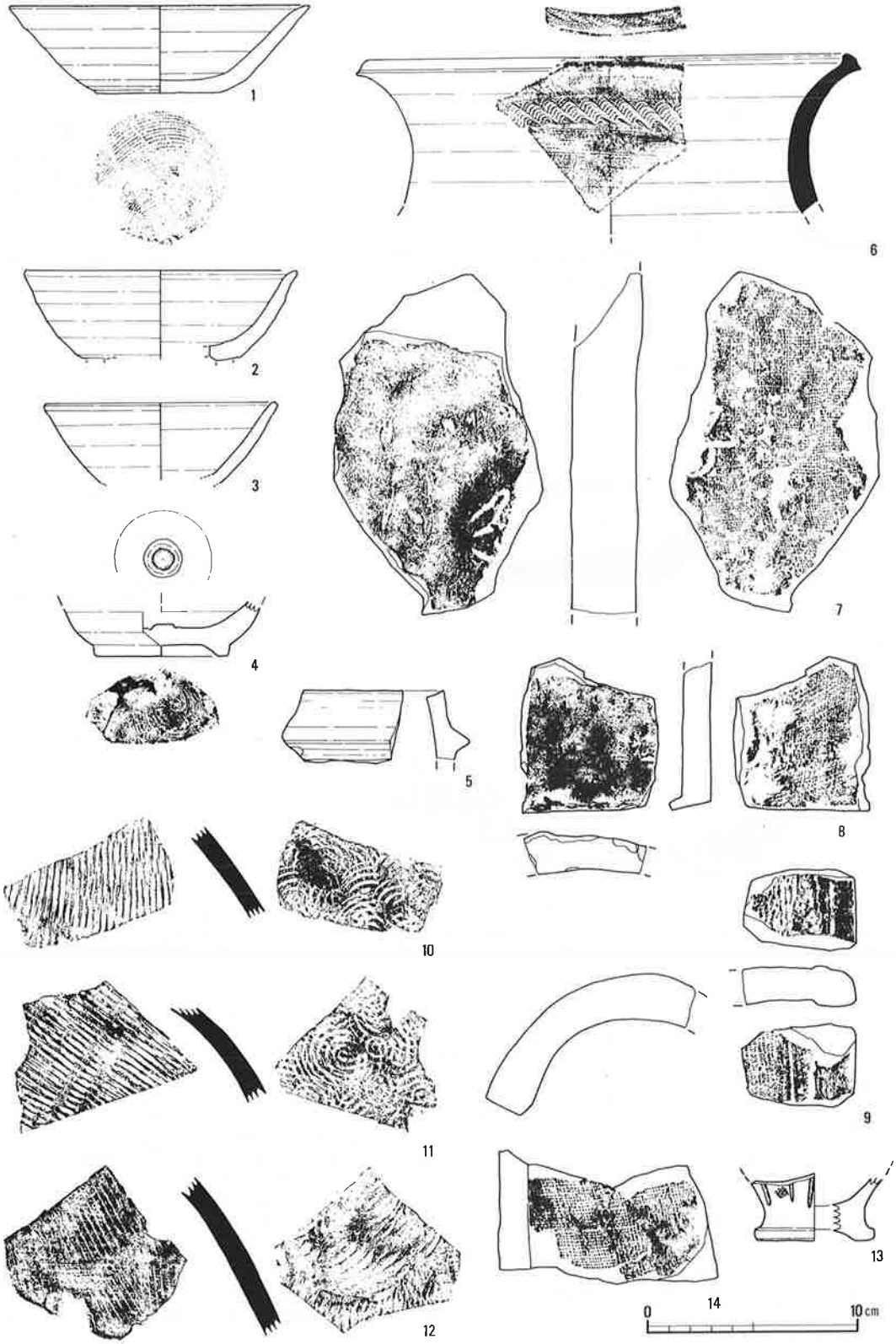

第13図　溝跡および表採の遺物（1/3）　1〜11・1号溝跡、12〜13・2号溝跡、14表採

第4表　1号溝跡出土遺物観察表

挿図番号	器種	法量	器形の特徴	整形（外面）	整形（内面）	備考
13—1	坏	14.3 6.1 4.2	体部は外傾し、口縁が外反する。	底部左回転糸切痕。回転ヨコナデ。	回転ヨコナデ。	登録番号フク土、2/1残存、色調・浅黄橙色7.5YR8/4、酸化焼成、胎土密。
13—2	高台埦	13 7.0 (4.4)	体部は内弯気味に立ち、口縁が外反する。	底部回転糸切の後高台を付す。回転ヨコナデ。	回転ヨコナデ。	登録番号フク土、底部欠損、色調・浅黄橙色7.5YR8/4、酸化焼成、胎土密。
13—3	埦	11.1 — (3.9)	体部は外傾し、口縁がやや外反する。	回転ヨコナデ。	回転ヨコナデ。	登録番号フク土、1/4残存、色調・黒褐色2.5Y3/1、酸化焼成、胎土密。
13—4	高台埦	— (2.3) 6.5	底部中央に径1cm厚さ2mmの突起を有する。	底部右回転糸切の後高台を付す。回転ヨコナデ。	回転ヨコナデ。	登録番号フク土、底部1/2残存、色調黄灰色2.5Y4/1、酸化焼成、胎土密。
13—5	羽釜	22.4 — (3.5)	口辺は内傾し、口唇も内傾する。鍔は水平にのびる。	回転ヨコナデ。	回転ヨコナデ。	登録番号16、色調・灰白色5Y7/1、還元焼成、胎土密。
13—6	甕	24.5 — (8.0)	須恵器。口辺は外反する。	回転ヨコナデ。口唇に櫛による刻みと口辺に櫛描波状文が一帯施文。	回転ヨコナデ。	登録番号14、色調・灰色N6/還元焼成、胎土密。
13—7	瓦	— 厚さ 2.8	軒平瓦。	素文、ナデ。〝子〟の刻字が見られる。	布目。〝子〟の刻字。	登録番号フク土、色調・黄灰色2.5Y5/1、還元焼成、胎土密。
13—8	瓦	— 厚さ 1.4	平瓦。	素文。ナデ。	布目。	登録番号7、色調・灰色5Y6/1、還元焼成、胎土密。
13—9	瓦	— 厚さ 1.6	平瓦。	縄叩き目。	布目。	登録番号フク土、色調・灰白色N7/、還元焼成、胎土密。
13—10	甕	— 厚さ 0.8	須恵器。	板状の叩き目。	同心円状の叩き目。	登録番号4、色調・灰色5Y /5還元焼成、胎土密。
13—11	甕	— 厚さ 0.65	須恵器。	平行沈線の叩き目の後ナデが5条見られる。	同心円の叩き目。	登録番号17、色調・灰色5Y/5、還元焼成、胎土密。

(1)　法量は口径・底径・高さの順で記載、（　）は現存値、—は計測不能を示す。

る。断面形は逆台形状を呈し、南側は42°で直線的に立ち上がり、北側は凹凸が多い。3トレンチは10グリッド内に位置し、確認面での溝上幅五・九m、下幅三・二m、深さ一・三mであり、逆台形状を呈し南側は42°に直線的に立ち上がるが、北側は凹凸が多い。東壁セクションにおいて南の立ち上がりは調査区域外に延びるため上幅は六mを超え、深さも二m以上になる。以上1～3トレンチを総合すると溝の上幅は六・五～七m、下幅三・二四m、深さは上面を攪乱されているため二mを超すものと思われる。断面形は南側が40°～60°で直線的なのに比べ、北側が著しく不整を呈する逆台形である。各トレンチのセクションを見ると北肩に底面より六〇～八〇cmの高さでローム土の堆積が厚さ四〇～六〇cmで存在している。堆積土は一枚の三角堆土をはさんで直接溝底面を被覆している。このことは北側も当初は直線的に整形されていたが、土砂の流入開始と前後して北壁が崩落した事を物語っている。

覆土　溝を覆っている土は大局的に一三層に細分ができた。第11図3～5層はB軽石であり、それ以上はA軽石を含んでいる耕作土である。B軽石は第12図で示した如く一次堆積土である。B軽石純層は、厚い所で五〇cm見られる事は降下時点では、一号溝跡は凹地であり、自然埋没が完了していなかった証しである。また2トレンチ、6層内のB軽石底面より下位二〇cmの所で焼土、灰層が原位置の状態で、幅二mに亘って、更に下部の10層は多量の獣骨片（サル・シカ）と伴に焼土・灰層が厚さ六cm、幅二

・四mで検出された。

遺物の出土状態　1トレンチからは土師器片四〇数片、須恵器片二片、灰釉一片、白磁一片、布目瓦三片出土している。上の層から追うと、5層から坏1、須恵甕11、6層より瓶4、11層より須恵甕6、12層より羽釜5が出土している。2トレンチは土師器一〇数片、11層より瓦8、12層よりヌラッグが出土している。3トレンチからは若干の土師器片が見出され、6層より高台付埦が出土している。

遺物　坏1・2はほぼ清里陣場遺跡4期の土器と共通する事から十世紀前半に位置づけられる。B軽石直下から出土した白磁碗の破片は北宋代の中国陶磁であり、時期は九～十世紀代に位置づけられ下総国分寺例に類似する。7は吉

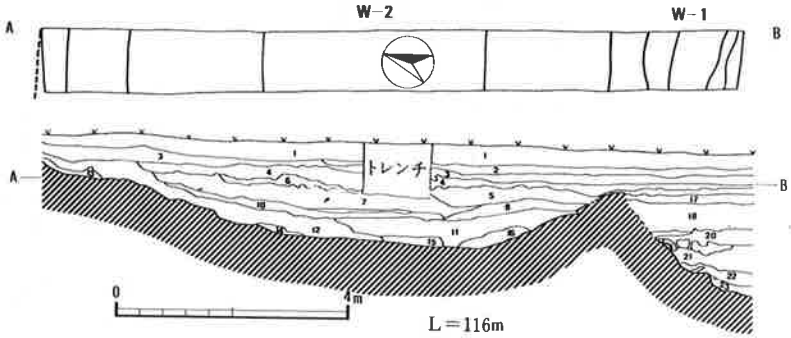

第14図　4トレンチの2号溝跡（1/120）

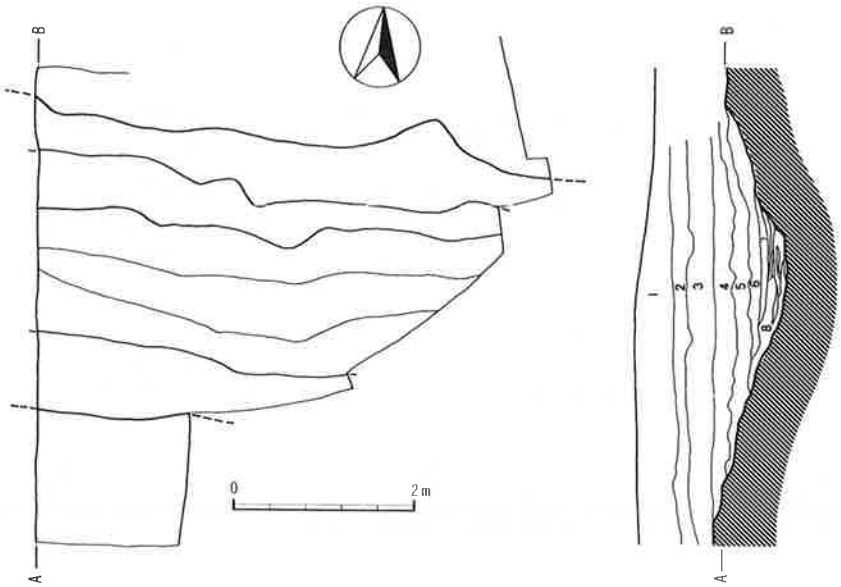

第15図　2号溝跡（1/80）

1層　〔灰褐色土〕耕作土層。
2層　〔褐色土〕鉄分の凝集と思われるものが多い。しまりあり。粘性あり。
3層　〔褐色土〕白色の軽石（φ3㎜ぐらい）が少量混じり、砂が多く混入している。鉄分の凝集が見られる。しまりがあり、粘性がややある。
4層　〔暗褐色土〕白色の軽石（φ10㎜以下）が少量混じり、炭化物と砂が少量混入している。固くしまっている。粘性あまりなし。
5層　〔黒褐色土〕砂を多く含む。しまりがあまりなく、粘性もない。
6層　〔黒褐色土〕粘性のある、粘土状の黒色土。
7層　〔黒褐色土〕砂を多少含み、白色軽石（φ2㎜以下）少量、炭化物少量を含む、固くしまっている。粘性ややあり。
8層　〔黒褐色土〕砂を少し含む。固くしまり、粘性はかなりある。
9層　〔黒褐色土〕黄色と白色の軽石（φ2㎜以下）を含み、また、砂を多く含んでいる。しまりがあり、粘性はややある。
10層　〔黒褐色土〕9よりも砂の量が多い。粘性なく、しまりあり。
11層　〔黒褐色土〕10よりも砂の量が多い。粘性なく、しまりあり。
12層　〔暗灰褐色土〕砂の純層。しまりややあり。粘性なし。
13層　〔黒褐色土〕11と似ているがより砂が多い。しまりあり。粘性なし。
14層　〔暗褐色土〕底部のロームと砂の混土層。固くしまっている。粘性あまりなし。
15層　〔黒褐色土〕ロームブロック（φ10㎜以下）を多く含む。固くしまり、粘性が強い。
16層　〔黒褐色土〕ローム粒（1㎜以下）を含む。しまりはあまりない。粘性はあまりない。
17層　〔褐色土〕ロームの中に黒色土が少量混じった層。しまりあり。粘性あり。

第５表　２号溝跡表採遺物観察表

挿図番号	器種	法　量	器形の特徴	整　形（外　面）	整　形（内　面）	備　　考
２号溝 13—12	甕	— 厚さ 1.0	須恵器。	格子目状の叩き目。	同心円状の叩き目。	登録番号５、色調・灰色５Y5/1、還元焼成、胎土密。
２号溝 13—13	鉢	— 5.5 (3.2)	縄文式土器。小形の浅い台付の鉢を呈する。	縦位沈線と磨消縄文。縄文原体LR。	胴ヘラケズリ、台ナデ。	登録番号１、底1/3残存、色調・橙色7.5YR7/6、加曽利E式。
表採 13—14	瓦	— 厚さ 1.6	丸瓦破片。	素文、指によるナデ。	布目。	登録番号表採、色調・橙色2.5YR6/8、酸化焼成。

(1)　法量は口径・底径・高さの順で記載、（　）は現存値、—は計測不能を示す。

井周辺生産が考定でき九世紀、9は顕著な面とり調整から秋間刈稲瓦窯址が考えられ国分寺瓦の生産を行っている事から八世紀の後半に置かれる。6の甕は形態、胎土から六世紀代、東海産の考えがほぼ妥当と思われる。以上、断片的な資料にすぎないため憶測の域を脱しないが六～十一世紀の遺物が見られた。

五　二号遺跡　（第13～14図、図版六）

一号溝とほぼ並行にN—85°—Wに走行し調査区域外に延びる。三号住居跡を切って構築しており幅三・三m、深さ〇・五m前後である。3トレンチ北端で見ると南側の立ち上がりは30°をもって直線的である。底面は平坦に作出されており、幅一m前後になると思われる。覆土にはテフラは見られない。遺物は二〇数片出土しているが、後に混入したものと思われる。また、4トレンチ12層から馬歯片の出土がある。構築時期は決定できる資料を欠いているため中～近世としておきたい。

5　まとめ

1、住居跡は三軒検出され、出土した土師器から一・二号住居跡は鬼高Ⅰ式に、三号住居跡は鬼高Ⅱ式に位置づけられる。

2、住居跡の特徴を列記すると、方形プラン、四本柱穴、切石を用材としたカマド、カマドの右に付設する貯蔵穴があげられる。この中で砂質凝灰岩の竈用材は鳥羽Ⅱ遺跡（巾一九八二）で報告されているものと同質である。鳥羽Ⅱ遺跡と本遺跡の直線距離一kmから考えて搬入も想定されるが、染谷川周辺の前橋台地上には採掘可能地が存在する事から、供給先は鳥羽Ⅱ遺跡周辺としておきたい。また、鬼高Ⅰ式の段階ですでに用材として使用され以来平安時代に至るまでの長期に亘って砂質凝灰岩が用いられる事が他遺跡事例を含めて判明した。

3、住居は一号住がN—61°—E、二号住57°—E、三号住13°—Wの主軸を指し、土師器の流れを援用すれば東から北への変化、すなわち一号→二号→三号住という変遷が認められ、東カマド＋東南円形貯蔵穴→北カマド＋北東横長方形貯蔵穴の図式が得られる。カマド構築材は一～三号住とも砂質凝灰岩の切石である。

4、本遺跡地は国府推定域と一部重複をする区域である。こうした歴史環境を踏まえて一号溝跡について解釈を深めなければならない。今回は明確な時代決定を下せる資料を欠いているため断定を下せないが一号溝跡はほぼ東西であるN—89°—Wに走行し、上幅七m、下幅四m、深さ二m前後、今回の調査区域内で長さ四〇m検出され、更に延長する。B軽石は自然埋没が完了しない時期に降下し、底部より一・二mの高さに緩やかなレンズ状堆積が認められた。遺物は断片的なため危惧をぬぐいされないが、瓦、須恵器類は八～九世紀代に集中し、土師器類は十～十一世紀代にまとまり、より前者が下部の層より出土の傾向が指摘できる。

最後に獣骨については宮崎重雄氏、鳥羽Ⅱ遺跡については巾隆之氏、瓦について大江正行氏の御教示を得、図版作成にあたっては加部二生氏の協力があった。記して謝意を表したい。

（前原　豊）

芳賀団地遺跡整理報告（第二年度）

芳賀団地遺跡の発掘調査は、八年余りの年月をかけて、昭和五十五年度に終了した。当遺跡は北部団地遺跡（嶺・勝沢・小坂子町、四八・四十九年度　六*ha*）・西部団地遺跡（鳥取・五代・小神明町　五〇年度二・五*ha*）・東部団地遺跡（鳥取・小坂子・五代町　五十一～五十五年度　三三*ha*）からなり、縄文時代（竪穴式住居跡約一〇〇他）・古墳・奈良・平安時代（古墳三六・竪穴式住居跡七〇〇、掘立柱建物跡約二〇〇、製鉄遺構一四以上他）の遺構や、中・近世の城館址・墓壙（約二〇〇）等総数一七四〇遺構が検出された。このように広い面積の台地全体を面的に調査した例は、県内はもとより全国にもなく、その調査報告は極めて重要なものとなろう。

調査終了翌年の五十六年度からは整理作業に着手し、第一冊（五分冊）の報告書の刊行を昭和五十八年度に予定している。整理に当っては遺跡の性格及び整理の難易を考慮して、最新の調査地＝東部団地遺跡から着手するものとし、その後北部団地遺跡・西部団地遺跡の順に整理する方針がたてられた。報告書は東部団地遺跡三冊・北部団地遺跡と西部団地遺跡が各々一冊の五分冊とし、昭和六十二年度をめどに順次刊行していく計画である。この整理作業は社会教育課文化財保護係分室（元総社南小敷地内で行なわている。また昨年の一〇月三〇日には、当遺跡の発掘調査に携わった旧社会教育課文化財保護係職員にも集まっていただき、整理及び刊行計画についての意見の交換を行った。

現在、鋭意整理中の東部団地遺跡は、谷地にはさまれた三つの台地からなるが、ページ数の配分と遺跡内容のまとまりを考えて、表のように三分冊の内容を考えた。このうち第一冊の刊行を昭和五十八年度に予定している。第一冊の昭和五十七年三月現在における整理作業の進行状況は、遺物実測約六〇％、遺構及び遺物の墨入れ約60％が終了している。

次に第一冊で取り上げる部分に限定して、いまだ整理途上ではあるが、

	縄文時代			古墳・奈良・平安							中・近世	備考
	竪穴住	ピット	その他	古墳	竪穴住	掘立	製鉄	ピット	溝	その他		
第一冊					182	55	2	51	33	2		東台地
第二冊					313	132	3	67	39			西台地
第三冊	58	103	1	1							城跡1 墓壙・井戸279	全体

芳賀東部団地遺跡の性格について見通しを含めて若干ふれてみたい。古墳時代の竪穴式住居跡は大部分が石田川期（古墳時代前期）とみられる。その後集落は途絶し、横穴式古墳が作られるようになる。真間期（奈良時代）になると再び竪穴式住居跡が出現し、国分期の終末（一一世紀代）まで集落の盛行が認められる。

真間期以降の集落は、土器型式からみると六～七時期の変遷が認められ、一時期二～三軒を一単位とする単位集団が一〇前後認められる。この単位集団はほぼ同じ場所に建て替えを繰り返している。

掘立柱建物跡は一つの例外（南が未調査のため不明）を除いて、全て真間期以降の竪穴住居跡の各々単位集団の成立地区内に包括される。それには、それぞれの所により掘立柱建物跡の軒数に大小の差が認められ、まったくない所もある。ここで注目されるのは、掘立柱建物跡を持たない集団は最後まで竪穴住居跡が続くのに対して、持つ集団は竪穴住居跡の大部分が途中（一〇世紀前後）でなくなるか少なくなることである。

後者の集団で遺跡全体を東西南北縦横に張りめぐらしている溝の一部を取り入れて四方に区画している所がある。この溝と竪穴住居跡の重複関係から溝の年代を推定すると、一〇世紀前後のものである。すなわち掘立柱建物跡を持つ集団で竪穴式住居跡が消えるか激減する時期と溝の出現する時期がほぼ一致すると考えられる。

以上の様な事実から、芳賀東部団地遺跡の東台地の真間期以降の集落では、一〇世紀前後を境として、掘立柱建物跡が集落の中心的建物となり、その内勢力の強い集団は四至を溝で区画し、弱い集団は掘立柱建物を持たないという図式が推定できる。以上、推駁であるが、更に今後の整理・検討の結果を待ちたい。

（唐澤）

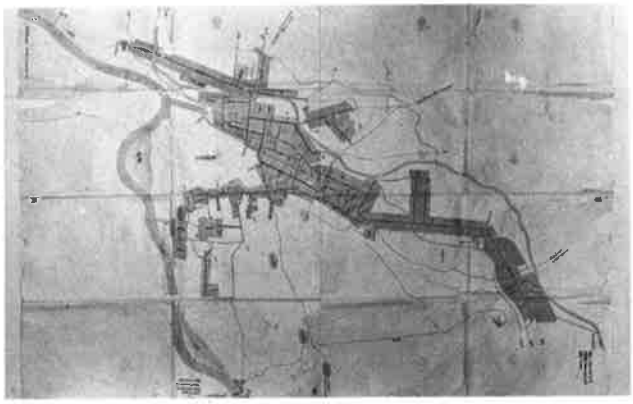

2　前橋外曲輪御絵図天保四・七・一二年

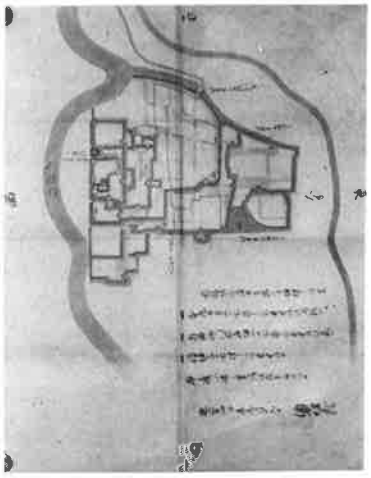

1　前橋城絵図延寛四年

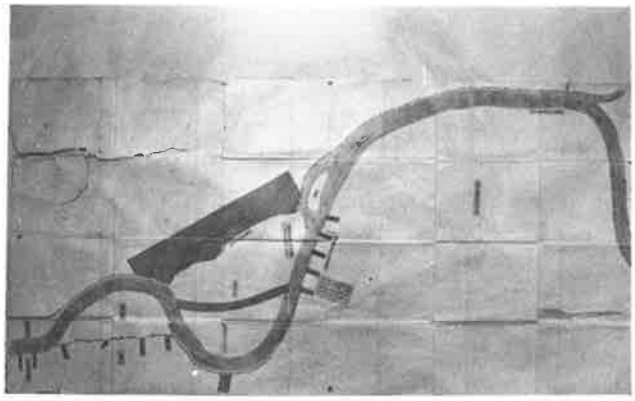

4　利根川変流図

3　前橋領図同写

6　重忠記

5　史料重忠記天正八～十六年

1　駒形神社午頭天王の獅子頭一対

2　旧蚕糸試験場事務棟（前橋市蚕糸記念館）

図版三　昭和五七年度埋蔵文化財発掘調査

2　端気遺跡群

1　二本松遺跡「女堀」

4　前箱田遺跡

3　端気遺跡群

6　西大室遺跡群

5　西大室遺跡群

8　後閑団地遺跡

7　後閑団地遺跡

図版四　昭和五七年度埋蔵文化財発掘調査

2　元総社明神遺跡

1　元総社明神遺跡

4　小神明遺跡群

3　小神明遺跡群

6　歓禅順喜和尚経塚　経石出土状況

5　小神明遺跡群出土の縄文土器

9　同経石「本書歓禅順喜和尚」

8　同経石「正徳三癸巳年歓禅順喜和尚　正月吉日」

7　歓禅順喜和尚経塚出土の経石

2　閑泉樋遺跡　1号住居跡（西から）

1　閑泉樋遺跡試掘風景（南東から）

4　同2号住居跡（西から）

3　同1号住居跡土器出土状態（南壁部分）

5　同3号住居跡（南から）

6
同1号住居跡の
カマド（西から）

8　同2号住居跡のカマド（西から）

7　同2号溝跡（東から）

1　閑泉樋遺跡1トレンチの
1号溝跡（北から）

2　同2トレンチの1号溝跡
（南から）

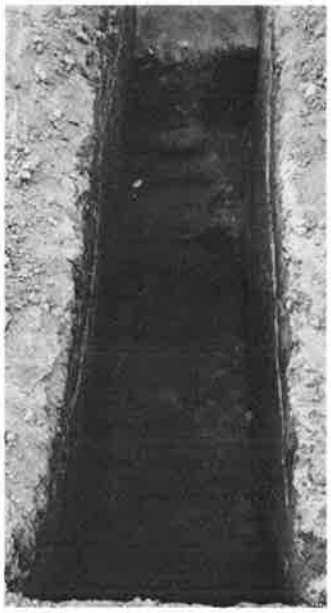

3　同3トレンチの1号溝跡
（南から）

4　同2トレンチの1号溝跡
北側立ち上がり

5　同2トレンチの1号溝跡
南側立ち上がり

資料1　指定文化財所在地及び管理者等一覧

指定文化財一覧（昭和58年3月30日現在）

区分＼種別	重要文化財	史　跡	天然記念物	無形文化財	民俗文化財	旧重要美術品	計
国指定	3	11	1	0	0	6	21
県指定	16	4	0	0	0	0	20
市指定	31	11	0	7	3	0	52
計	50	26	1	7	3	6	6

国指定重要文化財　3件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
1	昭 3. 8.17	鉄造阿弥陀如来座像	端気町337善勝寺		端気町337	
2	〃28.11.24	上野国山王廃寺 塔心柱根巻石	総社町総社2408 日枝神社	群馬県	大手町一丁目1-1	
3	〃40. 5.29	土偶	台東区上野公園内 東京国立博物館			

国指定史跡　11件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
4	大15.10.20	上野国分寺跡	元総社町・群馬町東国分	前橋市 群馬町	大手町二丁目12-1 群馬町大字足門1667-1	
5	昭 2. 6.14	天川二子山古墳	文京町三丁目29	前橋市	大手町二丁目12-1	
6	〃 2. 4. 8	総社三子山古墳	総社町植野字二子山368	前橋市	〃	〃
7	〃	前二子古墳	西大室町二子山	前橋市	〃	〃
8	〃	中二子古墳	東大室町五料	前橋市	〃	〃
9	〃	後二子古墳　附小古墳	西大室町下諏訪	前橋市	〃	〃
10	昭 3. 9.19	山王塔跡	総社町総社2408	前橋市	〃	〃
11	〃19.11.13	宝塔山古墳	総社町総社1606 光厳寺			
12	〃24. 7.13	八幡山古墳	朝倉町四丁目	前橋市	大手町二丁目12-1	
13	〃49.12.23	蛇穴山古墳	総社町総社1587 総社小前	前橋市	〃	〃
14	(〃57.10.22 答申)	女堀	赤堀村下触 東大室町、飯土井町、二之宮町、富田町	前橋市 赤堀村	〃 赤城村大字西久保64-5	〃 0270 62-1151

国指定天然記念物　1件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
15	昭13.12.14	岩神の飛石	昭和町三丁目29-11	前橋市	大手町二丁目12-1	

国認定（旧）重要美術品　6件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
16	昭10.12.18	四神付飾土器	大手町二丁目3-6 前橋市中央公民館	前橋市	大手町二丁目12-1	

17	昭11.11.28	石製鴟尾　一箇	総社町総社2398		総社町総社2398	
18	〃	石製鴟尾残片　一箇	総社町総社2408 日枝神社		総社町総社	
19	昭18.10. 1	後陽成天皇 宸翰古歌御色紙　一幅	千代田町三丁目3-30 妙安寺		千代田町三丁目	
20	〃	後柏原天皇 宸的朗詠詩歌　一幅	〃	〃	〃	〃
21	〃	霊元天皇(詠松間紅葉和歌) 宸翰御懐紙　一幅	〃	〃	〃	〃

県指定重要文化財　16件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
22	昭26. 6.19	十一面観世音像	日輪寺町412日輪寺		日輪寺町412	
23	〃30. 1.14	梵　鐘	千代田町三丁目 妙安寺		千代田町三丁目	
24	〃34. 3.10	下長磯三番叟人形	下長磯町　稲荷神社			
25	〃34. 8. 5	脇差（銘喜翁藤原直胤）	城東町一丁目11-17		城東町一丁目 11-17	
26	〃38. 9. 4	上野総社神社本殿一棟	元総社町2377 総社神社		元総社町2377	
27	〃	短刀 （銘源左衛門尉信国）一口	千代田町三丁目 15-10			
28	〃	刀(銘・備前国住長船五郎・左衛門尉清光作)	南町三丁目15-1		南町三丁目15-1	
29	〃	刀(銘・巴紋印 於東武藤枝太郎英義作之)	千代田町二丁目5-5		千代田町二丁目 5-5	
30	〃	短刀(銘・於東都藤枝太郎 英義作)	石倉町316		石倉町316	
31	〃	なぎなた　於東武英義作之	〃	〃	〃	〃
32	昭44. 5. 6	納曾利面	二之宮町886 二之宮赤城神社			
33	〃49.12.23	総社神社懸仏（二面）	元総社町2377 総社神社		元総社町2377	
34	〃	総社本上野国神名帳 （一巻）	〃	〃	〃	〃
35	昭51. 5. 7	総社神社雲版（一面）	〃	〃	〃	〃
36	〃53.10.13	旧アメリカンボード 宣教師館	岩神町二丁目3-5 共愛学園	共愛学園	岩神町二丁目3-5	
37	〃56. 7.10	旧蚕糸試験場事務棟	敷島町262 敷島公園バラ園内	前橋市	大手町二丁目12-1	

県指定史跡　4件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
38	昭25. 6.15	力田遺愛碑	総社町総社1607 光厳寺		総社町総社1607	
29	〃26. 4.24	石山玄圭の墓	総社町高井一丁目 34-12			
40	〃26. 6.19	上泉郷倉附上泉古文書	上泉町字宿1140		上泉町自治会	
41	〃45.12.22	前橋市天神山古墳	広瀬町一丁目27-7	前橋市	大手町二丁目12-1	

市指定重要文化財　31件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
42	昭39.12.22	文政四年天川原村分間絵図	文京町二丁目21-17		文京町二丁目 21-17	
43	〃	文政四年前橋町絵図	本町二丁目10-5		本町二丁目10-5	

44	昭39. 12. 22	大徳寺総門	小相木町91大徳寺		小相木町91	
45	〃	廃覚動寺宝塔	公田町421乗明院		公田町421	
46	〃	カロウト古墳石棺	三河町二丁目1-3 中川小学校校庭	中川小学校	三河町二丁目1-3	
47	〃	典籍前橋藩主松平家記録	大手町二丁目12-9 市立図書館	前　橋　市	大手町二丁目12-1	
48	〃	書跡・豊臣秀吉和歌短冊	千代田町三丁目3-30 妙安寺		千代田町三丁目 3-30	
49	〃	工芸品中啓伝狩野山楽筆	〃	〃	〃	〃
50	昭45. 2. 10	笠薬師塔婆	問屋町四丁目3-4 稲荷神社境内			
51	〃48. 9. 24	松平藩主画像	朝日町四丁目29-24 孝顕寺		朝日町四丁目 29-24	
52	〃	結城政勝画像	〃	〃	〃	〃
53	〃	酒井重忠画像	大手町三丁目17-22 源英寺		大手町三丁目 17-22	
54	〃	東福寺鰐口	三河町一丁目19-18 東福寺		三河町一丁目 19-18	
55	〃	小島田の供養碑	小島田町大門跡530			
56	〃	大徳寺多宝塔	小相木町91大徳寺		小相木町91	
57	〃	阿弥陀三尊画像板碑	公田町421乗明院		公田町421	
58	〃	東覚寺層塔	総社町総社1607 光巌寺		総社町総社1607	
59	昭49. 8. 26	日輪寺寛永の絵馬	日輪寺町412日輪寺		日輪寺町412	
60	〃	産泰神社八稜鏡	下大屋町569 産泰神社			
61	昭50. 12. 24	慈照院千手観音座像	二之宮町1811慈照院		二之宮町1811	
62	〃	伯牙弾琴鏡	本町二丁目7-2 八幡宮		本町二丁目7-2	
63	〃	八幡宮文書一巻九通	〃	〃	〃	〃
64	〃	光巌寺薬医門	総社町総社1607 光巌寺		総社町総社1607	
65	〃	無量寿地蔵菩薩立像	二之宮町甲764 無量寿寺		二之宮町甲764	
66	〃	無量寿寺十一面観音立像	〃	〃	〃	〃
67	〃	二之宮神社梵鐘	二之宮町886 二之宮赤城神社	氏子代表		
68	〃	二之宮神社絵馬四枚	〃	〃	〃	〃
69	〃	宝禅寺異型板碑	上泉町1280宝禅寺		上泉町1280	
70	〃	山王の宝塔	山王町464		山王町464	
71	〃	前橋祇園祭礼絵巻二巻	大手町二丁目12-9 市立図書館	前　橋　市	大手町二丁目12-1	
72	〃	前橋藩刑場跡供養塔 並びに道しるべ	天川大島町1025	前　橋　市	大手町二丁目12-1	

市指定史跡　　11件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
73	昭39. 12. 22	前橋藩主酒井氏歴代墓地	紅雲町二丁目8-15 龍海院		紅雲町二丁目8-15	
74	〃	前橋城車橋門跡	大手町二丁目5-3	前　橋　市	大手町二丁目12-1	
75	昭45. 2. 10	新田塚古墳	上泉町新田塚2695		上泉町新田塚2695	

76	昭48. 9.24	経塚古墳	東善町経塚乙737			
77	〃	オブ塚古墳	勝沢町420			
78	昭49. 8.26	下村善太郎の墓	紅雲町二丁目8-15 龍海院			
79	〃54. 3.26	亀塚山古墳	山王町一丁目28-3	前橋市	大手町二丁目12-1	
80	〃	本城氏の墓三基	紅雲町一丁目9-14 長昌寺		紅雲町一丁目9-14	
81	昭56. 4.27	秋元氏墓地	総社町植野150 元景寺		総社町植野150	
82	〃	秋元氏歴代墓地	総社町総社1607 光巌寺		総社町総社1607	
83	〃	今井神社古墳	今井町818			

市指定無形民俗文化財　7件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
84	昭48. 9.24	総社神社太々神楽	元総社町2377 総社神社		元総社町2377	
85	〃	野良犬獅子舞	清野町32-3 八幡神社			
86	〃	産泰神社太々神楽	下大屋町569 産泰神社			
87	〃	片貝神社太々神楽	西片貝町1460 片貝神社			
88	昭49. 8.26	泉沢の獅子舞	泉沢町44泉沢神社			
89	〃	春日神社太々神楽	上佐鳥町1120-1 春日神社			
90	〃	稲荷藤節	泉沢町672 泉沢町無形文化財保存会		泉沢町672	

市指定有形民俗文化財　3件

No.	指定年月日	指定物件名	所在地	管現者	住所	電話
91	昭45. 2.10	上泉の獅子舞	上泉町935諏訪神社			
92	〃	二之宮の式三番叟付伝授書	二之宮町886 二之宮赤城神社			
93	昭57. 4.26	駒形神社午頭天王の獅子頭一対	駒形町710駒形神社			

国指定文化財 ●

番号	種別	名称
1	重要文化財	土偶
2	〃	上野国山王廃寺塔心柱根巻石
3	〃	鉄造阿弥陀如来坐像
4	史跡	八幡山古墳
5	〃	前二子古墳
6	〃	中二子古墳
7	〃	後二子古墳附小古墳
8	〃	(総社)二子山古墳
9	〃	(天川)二子山古墳
10	〃	宝塔山古墳
11	〃	蛇穴山古墳
12	〃	山王塔跡
13	〃	上野国分寺跡
14	〃	女堰
15	天然記念物	岩神の飛石
16	(旧)重要美術品	四神付飾土器
17	〃	石製鵠尾
18	〃	石製鵠尾残片
19	〃	後柏原天皇宸翰朗詠詩歌
20	〃	後陽成天皇宸翰古歌御色紙
21	〃	霊元天皇宸翰御懐紙

県指定文化財 ▲

番号	種別	名称
22	重要文化財	十一面観世音像
23	〃	納曾利面
24	〃	下長磯三番叟人形
25	〃	上野総社神社本殿
26	〃	総社神社懸仏
27	〃	雲板
28	〃	総社本上野国神名帳
29	〃	梵鐘
30	〃	旧アメリカンボート宣教師館
31	〃	旧蚕糸試験場事務棟
32	〃	脇差(銘・喜翁藤直胤)
33	〃	短刀(銘・源左衛門尉信国)
34	〃	刀(銘・備前国住長船五郎・左衛門尉清光作)
35	〃	刀(銘・巴紋印於東武藤枝太郎英義作之)
36	〃	短刀(銘・於東都藤枝太郎英義造)
37	〃	なぎなた(於東武英義作之)
38	史跡	前橋天神山古墳
39	〃	上泉郷倉附上泉古文書
40	〃	力田遺愛碑
41	〃	石田玄圭の墓

市指定文化財 ■

番号	種別	名称
42	重要文化財	カロウト山古墳石棺
43	〃	無量寿寺十一面観音立像
44	〃	無量寿寺地蔵菩薩立像
45	〃	慈照院千手観音坐像
46	〃	笠薬師塔婆
47	〃	小島田の供養碑
48	〃	宝禅寺異型板碑
49	〃	阿弥陀三尊画像板碑
50	〃	廃覚勲寺宝塔
51	〃	山王の宝塔
52	〃	東覚寺層塔
53	〃	光厳寺薬医門
54	〃	大徳寺総門
55	〃	大徳寺多宝塔
56	〃	前橋藩刑場跡供養塔並びに道しるべ
57	〃	伯牙禅琴鏡
58	〃	産泰神社八稜鏡
59	〃	東福寺鐘口
60	〃	二宮神社梵鐘
61	〃	二宮神社絵馬四枚
62	〃	日輪寺寛永の絵馬
63	〃	工芸品　中啓・伝狩野山楽筆
64	〃	書跡・豊臣秀吉和歌短冊
65	〃	八幡宮文書一巻九通
66	〃	典籍前橋藩松平家記録
67	〃	前橋祇園祭礼絵巻二巻
68	〃	結城政勝画像
69	〃	松平藩主画像
70	〃	酒井重忠画像
71	〃	文政四年天川原村分間絵図
72	〃	文政四年前橋町絵図
73	史跡	新田塚古墳
74	〃	経塚古墳
75	〃	オブ塚古墳
76	〃	亀塚山古墳
77	〃	今井神社古墳
78	〃	前橋藩主酒井氏歴史墓地
79	〃	下村善太郎の墓
80	〃	本城氏の墓三基
81	〃	前橋城車橋門跡
82	〃	秋元氏墓地
83	〃	秋元氏歴代墓地
84	重要無形文化財	片貝神社太々神楽
85	〃	総社神社太々神楽
86	〃	春日神社太々神楽
87	〃	泉沢の獅子舞
88	〃	稲荷藤節(盆踊唄)
89	〃	産泰神社神楽
90	〃	野良大獅子舞
91	重要有形民俗文化財	上泉の獅子舞
92	〃	二之宮の式三番叟附伝授書
93	〃	駒形牛頭天王の獅子舞

資料2　前橋市指定文化財地図（1/100,000）

凡例
●国指定
▲県指定
■市指定

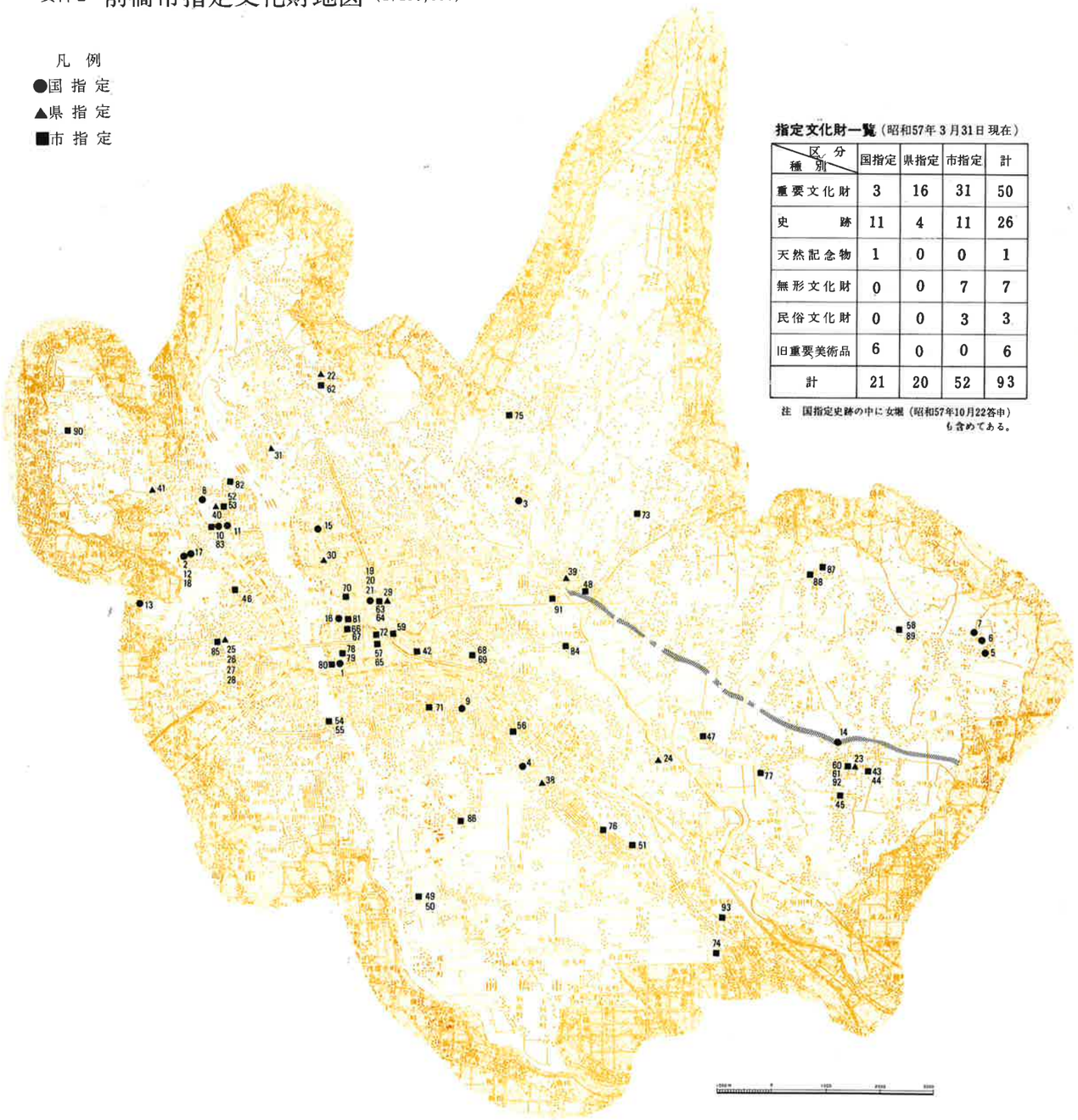

指定文化財一覧（昭和57年3月31日現在）

種別＼区分	国指定	県指定	市指定	計
重要文化財	3	16	31	50
史跡	11	4	11	26
天然記念物	1	0	0	1
無形文化財	0	0	7	7
民俗文化財	0	0	3	3
旧重要美術品	6	0	0	6
計	21	20	52	93

注　国指定史跡の中に女堰（昭和57年10月22答申）も含めてある。

前橋市文化財調査委員

（議長）山田武麿
中沢右吾
丸山知良
松島栄治
梅沢重昭

前橋市教育委員会
社会教育課文化財保護係

課長　橋本　担　主事　鵜木晋一
次長　福津憲盛　〃　前原　豊
係長　福田紀雄　〃　松村親樹
主任　前原照子　〃　布施和男
〃　木部日出雄　〃　江部和彦
〃　岸田治男　〃　町田信之
〃　林　喜久夫　〃　木暮　誠
主事　唐沢保之　主事補　近藤昭一
〃　井野修二

昭和57年度
文化財調査報告書　第13集

印刷　昭和58年3月25日
発行　昭和58年3月30日
発行所　前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市教育委員会事務局
社会教育課（電話24-1111内線4024）
印刷所　前橋市大手町三丁目6—11
有限会社　原田印刷所
電話31—2665番㈹